

第五條 青年學校教員養成所に左の職員を置く

所長

教諭

助教諭

書記

前項の職員の外寄宿舎の設ある養成所には舎監を置く

第六條 所長は奏任官の待遇とす地方長官の監督を承け所務を掌理し所屬職員を監督す

所長は兼ねて其の道府縣内に於ける青年學校の教育狀況を視察す

第七條 教諭は奏任官又は判任官の待遇とし助教諭は判任官の待遇とし生徒の教育を掌る

教諭にして奏任官の待遇と爲すことを得る者の員數に關しては公立學校職員制中實業學校に關する規定を準用す

舎監は教諭又は助教諭を以て之に充つ所長の指揮を承け寄宿舎の事を掌る

第八條 書記は判任官の待遇とす所長の指揮を承け庶務に従事す

第九條 青年學校教員養成所の職員の待遇官等等級に關しては公立學校職員待遇官等等級令中實業學校の職員に關する規定を俸給旅費其の他給與に關しては公立學校職員俸給令中實業學校の職員に關する規定を分限に關しては公立學校職員分限令を準用す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

實業補習學校教員養成所令は之を廢止す

本令施行の際現に存する實業補習學校教員養成所は之を本令に依り設置したる青年學校教員養成所と看做す

本令施行の際現に實業補習學校教員養成所の所長、教諭、助教諭又は書記の職に在る者別に辭令を發せられざるときは各青年學校教員養成所の所長、教諭、助教諭又は書記に同待遇俸給を以て任ぜられたるものとす

本令施行の際現に實業補習學校教員養成所の所長、教諭、助教諭又は書記にして

休職中の者別に辭令を發せられざる時は休職の儘各青年學校教員養成所の
所長、教諭、助教諭又は書記に同待遇俸給を以て任ぜられたるものとす

青年學校教員養成所規程 (省令)

第一條 青年學校教員養成所の修業年限は二年とす但し特別の必要ある場合に
於ては一年以内之を延長することを得

第二條 青年學校教員養成所に入所することを得る者は左の各號の一に該當す
るものたるべし

一 尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限五年(女子に在りて
は四年)以上の實業學校又は之と同程度の實業學校を卒業したる者

二 師範學校、中學校又は高等女學校を卒業したる者

前項に掲ぐる者に準すべき學力ありと認めたる者は之を入所せしむること
を得

第三條 青年學校教員養成所の學科目は男子に在りては修身及公民科、教育、國語、
國史、職業科並に體操とし女子に在りては修身及公民科、教育、國語、國史、家事、裁縫、

職業科並に體操とす

前項の學科目の外地理、數學、理科、音樂、圖畫其の他必要なる學科目を加設するこ
とを得

第四條 青年學校教員養成所には青年學校の教員其の他學年教育に従事する者
の爲講習科を置くことを得

第五條 青年學校教員養成所の教諭及助教諭たることを得る者は實業學校教員
たることを得る資格を有するものたるべし

第六條 青年學校教員養成所に於ては校地、校舎、實習場、體操場及校具を備ふべし

第七條 位置の變更にあらざる校地の變更並に校舎其の他の建物の建設又は變
更は圖面を具し文部大臣に開申すべし

第八條 青年學校教員養成所は公立の學校、試驗場又は講習所に併設すること
を得

第九條 青年學校教員養成所の設置に就き認可を受けんとするときは左の事項
を具し文部大臣に申請すべし

- 一 名稱
 - 二 位置
 - 三 學則
 - 四 生徒定員
 - 五 開所年月
 - 六 經費
- 前項第一號第二號第四號及第五號の變更は文部大臣の認可を受くべし第一項第二號の位置に關する申請には校地の面積校舎其の他の建物の配置及附近の情況を記載したる圖面を添付すべし
- 第十條 青年學校教員養成所の廢止に就き認可を受けんとするときは其の事山及生徒の處分方法を具し文部大臣に申請すべし
- 第十一條 青年學校教員養成所の學則には左の事項を規定すべし
- 一 修業年限及入所資格に關する事項
 - 二 學科課程及每週教授時數に關する事項

- 三 學年、學期及休業日に關する事項
 - 四 課程の修了及卒業に關する事項
 - 五 入所、退所及懲戒に關する事項
 - 六 寄宿舍に關する事項
 - 七 其の他必要な事項
- 前項第一號及第二號の變更は文部大臣の認可を受け第三號乃至第七號の變更は文部大臣に開申すべし
- 第十二條 青年學校教員養成所生徒の學資の給與及卒業後の服務に關する事項は地方長官之を定む
- 第十三條 市立青年學校教員養成所に關し文部大臣に提出すべき文書は地方長官を経由すべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す
實業補習學校教員養成所令施行規則は之を廢止す

青年學校教員養成所令附則第三項の青年學校教員養成所にして本令に依り難きものは昭和十二年三月三十一日迄仍従前の例に依ることを得

公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程中改正ノ件(省令)

第二條乃至第三條を削る

第四條第一項中『乃至第二條の二』を削る

第四條の二を削る

第五條第一項中『及實業補習學校』を削り同條第三項を削る

附 則

本令は公布の日より之を施行す

公立學校職員制中改正ノ件(勅令)

第二條第一項中『實業學校』の下に『青年學校』を加ふ

第四條第一項中但書中『女子實業學校及實業補習學校』を『及女子實業學校』

に改め同條第二項中『盲學校の上』に『青年學校』を加ふ

第六條第一項中『實業學校』の下に『青年學校』を加ふ

第七條第一項中『實業學校』の下に『青年學校』を加へ同條第二項中『(實業補習學校)を除く』を削る

第八條第一項及第十一條中『實業學校』の下に『青年學校』を加ふ

附 則

本令は公布の日より之を施行す

本令施行の際現に公立實業補習學校の學校長、教諭、助教諭、書記又は舍監の職に在る者別に辭令を發せられざる時は各公立青年學校の學校長、教諭、助教諭、書記又は舍監に同待遇俸給を以て任ぜられたるものとす

本令施行の際現に公立實業補習學校の學校長、教諭、助教諭、書記又は舍監にして休職中の者別に辭令を發せざるときは休職の儘各公立青年學校の學校長、教諭、助教諭、書記又は舍監に同待遇俸給を以て任ぜられたるものとす

公立學校職員待遇官等令中改正ノ件(勅令)

第二條中『實業學校』の下に『青年學校』を加へ同條但書中『實業補習學校』を『青年學校』に改む

別表第一表中「實業學校」の次に「青年學校」を加ふ

附 則

本令は公布の日より之を施行す

公立學校職員俸令中改正ノ件(勅令)

第一條中「實業學校」の下に「青年學校」を加ふ

第三條下「實業學校實業専門學校を除く」の下に「青年學校」を加ふ

第四號表中「實業補習學校」を「青年學校」に改め「實業學校實業専門學校を除く」の次に「青年學校」を加ふ

附 則

本令は公布の日より之を施行す

公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正ノ件(法律)

第一條中「實業學校」の下に「青年學校」を加へ「實業補習學校教員養成所」を「青年學校教員養成所」に改む

附 則

本令は公布の日より之を施行す

公立學校職員年功加俸令中改正ノ件(勅令)

第一條第一項中「實業學校」の下に「青年學校」を加へ「實業補習學校教員養成所」を「青年學校教員養成所」に改む

附 則

本令は施行の日より之を施行す

従前の實業補習學校又は實業補習學校教員養成所の職員は本令の適用に付ては之を青年學校又は青年學校教員養成所の職員たりしものと看做す

公立學校職員分限令中改正ノ件(勅令)

第一條中「實業學校」の下に「青年學校」を加ふ

附 則

本令は公布の日より之を施行す

教育の効果は結局教師の問題に歸結せざるを得ない。教師その人の人格手腕に待つべきである。

青年學校目下の急務は、專任の教員を置くと言ふ事であらう。青年教育の重大使命は既に述べて来た處であつて中等學校や高等小學校さては大學の如き知識切賣りの時間切りの仕事とはちがふ。一日三時間擔當してゐると言へば、五十分を三倍しただけの時間を指導して、あとは自分の研究慾求か、出世の種にか、勉強するものはする、しないものはしないと言ふ有様試験選抜によつて、よい頭の持主やよい人物を入學せしめて、時には指導よろしからざるため成績でも悪いと落第さすまでのこと。で訓育などはあまり力を入れないで、少し不良ができると停學、退學と言ふ名目で處斷するまでのこと、就學督勵も要らなければ出席獎勵も要らない。勿論課外教授などあらう筈もない。休暇中に上級學校の入學準備教育を二週間位するのでも生徒から五十錢なり一圓なりの血の出る様な金を取り上げて手當を出さなければやらない。社會とは全くかけ離れて、社會教育などには何等手を出さない。又専門の學科に長じてゐるだけで、社會の事などは全く心得ない。非常識極まるもので、社會有爲の人物ではない。故に社會教育に手を出したくても役に立たないので無理もない。

斯うした教員としての仕事ならば兼任者でも出來やう。所謂片手間でも出來やう。更に小學校教育を中等學校以上或は四十五分切り賣り、それだけを本業としてゐるものは出來やう。兼任した場合青年教育を本業として、小學校教育を片手間をする様な状態で満足出來得るものならば出來るであらう。しかし課外教授もした成績の添削批評指導、翌日の準備出席督勵、時代の進運に伴ふ學校經營父兄との連絡など、一生懸命になつてやつて居るものには、やるだけの意氣は持つてゐても實際に於て出來るものではない。

それに婦人會、男女青年團、少年團、何々と、とても小學校の先生の負擔は多い。

その上、青年學校は、小學校や中等學校と違つて學齡の者の取調、移動に關する取扱方、報告物など、組織の極めて自由なるだけ、その事務は繁雜を極めて居ること驚く許りである。勿論小學校と違つて書記を置く事が認められてゐる。現在中等學校に於ては在籍百人位の處にさへ書記の二人も三人も置いてあるが、事實に於て數百人の生徒を有する青年學校には書記を置くことができる時代が何時來るであらうか。日暮れて道猶遠しの感がせないでもない。矢張り小學校の先生の

手を煩はさなければならぬ。おまけに、就學獎勵の一手段ではあるが、地方はともかく市部では三分の一位は他へ轉出してゐる。その代り他處からまた澤山入り込んでゐると言ふ有様で、何千人の戸籍から繰り出したものは青年學校通知はするが、全くその通知はあてにならぬものである。そこで學校では、その通知を基礎として入學前迄に實在者の調査をするのである。處にもよるが、小學校の先生に御依頼するより外ないので、放課後十餘日を費して該當者を探し求めるのである。全く並大抵な事ではない。

問題は、枝葉に這入つて行つたが、實際問題がそれである。それで居て、小學校の先生が不熱心だとか、青年學校に理解がないとか言はれるのだから、全く小學校の先生もたまりつこなしである。

それで、ある縣になると、社會教育だからと言ふので社會課の管轄にしてあつたが、視學が居ない所では、ニラミがきかぬと言ふので學務課に引戻すとか、青年學校のことに全力を傾注せぬ校長は左遷したり首をチョン切つたりして雀に案山子の藝當をやつた風評もある。根が小膽な小學校の先生であるから、自己の地位を

保つに全勢力を注いで居るものは、小學校の本職は全くそのので、晩の十一時十二時まで働いて居る、そして翌日は居眠りばかり、兒童は自習で大喜びと言ふ情態の處もある相である。

理論は、やれば出来ぬ事はないとの一言でつきるかも知れぬ。月に一度や二度ならともかく、年中二重玉の本職は、何處かで息ぬきしなければできないものではな

い。そこで尠くとも相當の員數の専任教員を要求せざるを得ない。眞に効果を擧げようと思へば、その問題の解釋より外はない。勿論兼任ばかりで効果のあがつてゐる處もあらう。それは他の方面に長堤の一穴の不自然な不成績の處ができてゐて何時かの時には、その缺點が顯はれる事は疑はない。

文政審議會に於ても此の點に着眼されて附帶條件として此の問題が加へられたのである。その結果、之が獎勵のために豫算も計上さるゝ事となつた。

尠くとも職業科だけはとなつて居るが、實際問題から言へば三分の一は専任教員でありたい。法規に定められた經營をその通り實行しようとすれば夜間制度

になつて居るから兼任でも誰れでも場ふさぎに出来る様考へてはならぬ。晝間は事務なり生徒の異動調査なり、出席督勵なり、家庭指導なり、出張教授なり、街頭に出るの教育に當らねばならぬ。

軍部の要求すると傳へられてゐる如く、不具者でない限り教練を受けないものを一人もなくするとか、旅行中も、滞留中も一日も青年教育を缺かさぬとか、雨天で晝からでも漁りに出られぬと言ふ時には時間割になくとも、その地方へ出かけて行つて指導するとか言ふ事は、とても小學校と兼任では出来る相談ではない。

兼任では、本職のすき間に青年の都合如何に拘らずやると言ふのであるが、専任のやる仕事は、青年の手のすいてゐる時期を見計らつて専任の先生が押しかけて行つて指導すると言ふのであつて、全く物事は反對である。

理想ではなくて、最低三分の一は専任教員でありたい。今の處から國家としても制度變改の直後だから止むを得ず職業科だけはと言ふ事になつて居る。之れに甘んじてはならぬ。

その上に、専任教員の教師としての技量なり熱意なり人格なりが上々である事

は素より一段好結果をもたらすものである事は言ふまでもない。

そこで教員養成に就ては、一段の計畫を要する。従來の觀念的學校ならば、幾分かの専門的知識でよかつたから眞に社會教育としての青年學校の振興に與ることのできるものは、また社會教育者としての資格を具有しなければならぬ。各種講習會を開く成人講座を開く、地方風俗の振興を圖り地方産業の建設を致し、公民としての政治的活動に生き、その地方の再建設を圖らしむ中心たらんとする指導者は一様では養成はされない。只消極的な人間でも時代に殘される。先駆ばかり歩む先生でもあまりに冒險に陥る。市を町を村を背負つて立つべき青年を創る教育實に重大な仕事である。

○参考 徳島縣施行細則

第五十二條 青年學校には男女各部に相當員數の専任教員を置くべし但し特別の事由在るときは知事の認可を受け當分の内之を置かざることを得

第五十三條 前條の認可を受けんとするときは設置者に於て左の事項を具し毎年三月十日迄に知事に申請すべし

- 一、 事山
- 二、 各學年別在籍生徒數學級數
- 三、 次年度入學生徒見込數
- 四、 設置豫定期
- 五、 當該年度歲入歳出豫算書

第五十四條 青年學校の專任教員とは左に掲ぐる者を謂ふ

- 一、 公立青年學校の專任の教諭又は助教諭たる者
 - 二、 公立青年學校の專任の學校長にして當該學校の教諭又は助教諭に專任せられたる者
 - 三、 前二號以外のものにして公私立青年學校の教員たることを本職として且手當又は給料月額四十圓以上支給せらるゝ者
- 政府に於ては、相當員數の專任教員を置くことを必要なりと認められたのである。專任教員は、言ふまでもなく、學校の中樞人物であつて、之等の人々の計畫先導で以て學校の運営にあたつてゆく。所謂片手間教員を統率してゆくのである。

今の兼任の先生ばかりでは、悪口の様だが、實際は誰れが中心やら分らぬ。勿論校長は中心であるに違ひないが、それとても兼任で小學校を中心とした各種の仕事に手を出してゐる。青年學校に何か會合をすと言つても、差支に差支を重ね他の方面の仕事の暇なときにと言ふ事となつて時機を失してしまふ事など敢て尠くない。

青年學校は知識を授ける處ではない。人物を創る處だなど、言つても、理屈は誠によい。しかし、實際は如何に感化力の強い先生でも、一年に五時間や十時間生徒に接して如何なる感化が及ぶであらう。青年學校の實際を見て思ひ半ばに過ぎはしないか。生徒が先生の名前も知らない位、また業務の都合で時々休まざるを得ないものは、偶々その先生の授業時間と一致すると言ふ時には、一年中顔も知らずに済んでしまふ。

あまりに現状では、國家の期待にそむきはしないか。大衆青年の訓育の向上が青年學校の第一目標であらねばならぬが、その實現は誠に困難である。この點に功勞のあるのは、何と言つても教練の指導員の方である。寒暑苦惱を

共にして熱烈なる意氣を以て、精神的に忠君愛國の根本義に立つて一舉一動人格の閃きを以て觸發してゆく處、その實績の顯著なる事は感謝の外はない。

しかし、斯うした指導員の方にしても、矢張り教練と言ふ事に關する限りに於て異常の効果を擧げてゐるものであつて、青年學校全經營の中心とまでは行つてゐない。修身公民科にも、職業科にも普通制の凡てに學科教練にも、家事にも裁縫にも全般の中核となる人が欲しい。それは校長だと言ふかも知れない。決して校長ではない。校長と生徒とは誠に縁が遠い。他人氣分がする。生徒から見ても、から十まで相談のできる頼りになる人が欲しい。團體訓練は、それがなければ出来るものではない。生徒全體の中心となる人があつて始めてその團體が成り立つ。それは毎日顔を見合せてゐる人でなければならぬ。毎日苦樂を共にしてゐる生徒仲間とその中心となつて離れない先生とあつて始めて團體が成り立つ、青年學校の教育の一つの重要點が公民教育にある筈である。公民訓練は、かうした處で實踐が出来る。系統的に組織的に公民訓練實踐の方案が出来てゐても、今の様に先生が生徒にくつついたり離れたり點滅常ならざる人格の光では覺束ない。

張り理屈を教へるに止まる。

青年學校。間違つてはならぬ。學校と言ふ名稱に眩惑されてはならぬ。一時間毎に一時間教へる先生だけあればよいと言ふ様な數理的の仕事であつてはならぬ。むしろ青年の家とか青年の塾とか青年道場とかでありたい。さうなると、時間的に場所的にかはりなき人格の感化を及ぼす先生が必要となる。

そこで専任教員の問題に歸着する。青年學校には、學級の數だけ是非採用する必要がある。今迄に實行出来なければ、市町村の經濟と覺悟を參酌して、年次計畫を立てる必要がある。少し無理してもよい。早い方が勿論よい。此の様な無理は大局的に考へれば、非常によい無理である。是非早く學級の數だけ専任教員を置いて生徒の中心を考へねばならぬ。家庭と連絡し生徒の個性を知り境遇を知り、身上的相談にまで應じてやると言ふのは、今の先生の組織ではできない。

青年は絶えざる惱を持つてゐる。誰に相談する術もない。それを解決してやるのは學級教員である。學級教員。名前ばかりの學級教員は何にもならぬ。中等學校の様に、時間數は他の先生と同じ事しか受持つて居ないで、只事務の時だけ、

或は不良不正のできたとき取調の厄介を見ると、言ふだけでは何にもならぬ。學級教員はその學級の經營者でなければならぬ。凡ての經營者でなければならぬ。人格的中樞者でなければならぬ。それは兼任の先生では、できない注文である。是非學級教員に専任教員をあて、その經營にあたらしめねばならぬ。

そこで、文部省に於ても、さきに實業補習學校専任教員設置獎勵費として、年に百二十萬圓を支出して來たのであるが、更に青年訓練所が新設されてから國庫補助をそれへ八十萬圓を支出して青年學校の振興を圖られつゝあつたが、今回青年學校新設に當つては、特に、いまだ青年學校の専任教員を設置してない處に是非専任教員を設置せしむると言ふので追加豫算として七十四萬五千圓の追加豫算を支出される事になつてゐる。國家がこの點に如何に努力されてゐるか、と窺れる。

未設置の七千四百五十校は至急この趣旨をうけて設置しなければならぬ。教員の資格については、二分の一は青年學校教員資格規程第一條及第二條に定むる資格者を採用しなければならぬ。

参照 德島縣施行細則

第五十五條 青年學校に於ける青年學校教員資格規定第四條第一項に依る教員數は當該學校教員の二分の一を超過することを得ず但し知事の認可を受けたる場合は此の限に非ず

第十六章 入學轉學委託修了卒業の認定

第一 入學の取扱

普通科及本科の第一學年の入學者の年齢は、其の年三月三十一日に於て普通科にあつては十二年以上本科にあつては十四年以上である。

青年學校令第八條には、

普通科に入學することを得る者は尋常小學校卒業者又は之に相當する素養あるものとす

本科に入學することを得る者は普通科修了者、高等小學校卒業者又は之に相當する素養あるものとす

と規定されてゐる。

年齢に於て相當、更に高等小學校も卒業してゐないし又青年學校の普通科を卒業してゐなくとも、或は晝間の他の學校、或は他の夜學校或は講義録等にて學修し

或は他の自習の方法によつて相當の實力ありと學校長が認めたるときは校長の認定により入學せしむる事ができる。

これは、謂う迄もなく、青年學校は、一つの社會教育機關であつて、嚴肅なる意味に於ける他の中等學校とは目的に於て既に異なるを以て、入學に對しても、相當なる自由制を認める譯である。

只如何に實力があるとしても、年齢の相當せぬものは、之を認める譯にはいかぬ。されば、入學の初期の調査の責任は、市町村長之を負ふこととなつてゐる。

大抵何れの施行細則に於ても、同様であるが徳島縣の施行細則によれば、

第九條 市町村長は毎年二月末日現在に依り其の年の青年學校入學年齢該當者を調査し第一號様式に依り青年學校學齡者名簿を調製し之を關係青年學校に入學に關し必要なる事項を保護者又は雇傭主に三月十五日迄に通知すべし通知後入學年齢該當者其の市町村に轉住したるとき亦同じ

私立青年學校設立者は前二項に準じ取扱ふべし

第十條 學校長前條第一項の通知を受けたるときは更に實地調査其の他の方

法に依り在住者を調査の上第二號様式に依り學齡簿を調製し入學該當者は之を毎年四月十五日迄に入學せしめ且つ其の入學情況を第三號様式に依り四月末日迄に市町村長に報告すべし

私立青年學校長は前項に準じ取扱ふべし

参照 青年學校令施行細則第一號様式第二號様式第三號様式

第十一條 普通科第二年又は本科若は研究科の第二年以上に入學せしむる場合は其の年齢を基準とし素養を斟酌して之を相當年に編入すべし

第十二條 中學校、高等女學校、尋常小學校卒業程度を入學資格とする修業年限男子に在りては五年、女子に在りては四年の實業學校又は之と同等以上の學校の各學年修了者若くは卒業者を本科又は研究科に入學せしむる場合は其の者の素養を斟酌し左の標準に依り之を相當年に編入すべし

一、年齢十四年以上十五年末滿の者にして第二學年を修了したるものは本科第二年

二、年齢十五年以上十六年末滿の者にして第三學年（高等小學校卒業程度

を入學資格とする學校に在りては第一學年）を修了したる男子に在りては本科の第三年又は第四年、女子に在りては本科第三年又は研究科第一年

三、年齢十六年以上十七年末滿のものにして第四學年（高等小學校卒業程度を入學資格とする學校に在りては第二學年）を修了したる男子に在りては本科の第四年又は第五年

四、學校を卒業したる男子に在りては研究科第一年

前項に規定する學校以前の學校の各學年修了者又は卒業者に付ても其の課程の發展に應じ前項に準ずべし

第二 轉學、委託

青年學校の生徒は、職業の關係上、居所移轉のものが頗る多い。また、船員、漁業者、行商人など一時的の滯留者も幾分ある。

轉學を希望するものは、なるべく簡便なる手續によつて轉學せしめる。また、轉學して來たるときは、其の學校に於て特別の差支なき限り之を相當科に入學せし

めねばならぬ。

青年學校の規程が極めて地方色を帯びてゐるものであり個性色を持つて居るものであるから、轉學して來た時は、その課程に於て學科時間等必ずしも一致しないが、大體の點を斟酌して相當の學年に入學せしむべきである。

参考 徳島縣施行細則

第十三條 市町村長は青年學校入學年齢該當者にして他の市町村に轉住したるものあるときは學齡名簿の記載事項其の他必要事項を青年學校長及轉住地の市町村長に通知し且名簿の當該事項を抹消すべし

私立青年學校設置者は前項に準じ取扱ふべし

第十四條 青年學校長は他の市町村に轉住せる入學該當者あるときは其の入否を調査し之を市町村長に報告すべし

第十五條 學校長は中途入學、退學、轉學したる者あるときは其の氏名、年月日、其の他必要事項を遅滞なく市町村長に報告すべし

第十六條 居所移轉等特別の事由に依り他の青年學校に轉學を志望する生

徒あるときは學校長は其の生徒の學籍簿の寫を移轉先の學校長に送付すべし

移轉先の學校長は特別の事情ある場合の外其の者の入學を許可すべし

第十七條 學校長は轉學者を相當科の相當年に編入すべし但し課程の程度の相違等に依り編入の年に斟酌を加ふることを得

前項に依り入學を許可したるときは學校長は遅滞なく其の旨當該生徒の前在簿學校長に通知すべし

第十八條 他の市町村より無届にて轉住し青年學校に在學せる生徒ありたるときは學校長は第四號様式に依り遅滞なく生徒出身地の學校長に通知すべし

前項の通知を受けたる學校長は直に其旨市町村長に報告すべし

参照 第四號様式

青年學校の生徒にして、先きに述べた如く職業其の他の都合である期間滞留するものがある。

時間数が定まつてゐるものであるから二月も三月も抜けるとその特典もなくなる。之をなるべくなくするためには、滞留地の青年學校で、その教育を受けさせる計畫をとる必要がある。更に深く考へれば、自分の市町村、即自己の入學してゐる學校附近では悪い事は出来ないものでも、遠く他の市町村へ行かうものなら、ついでに悪い風にも染まり易いのが通例である。その様な悪風に一步も踏み入れせしめないためにも滞留の青年學校で修養をさして貰ふ事となると凡ての人が助かる。

之等を考慮してこの新規則の特長として設けられたるもので、當該生徒の學校長は生徒の志望に依り其の期間滞留すべき土地の青年學校長に其の教育を委託する事ができる事となつたのである。

参考 徳島縣施行細則

第三十八條 教授及訓練の委託は他の一定地方に概ね一月以上三月以内の期間に亘り滞留せんとする者ある場合に之を爲すべし

第三十九條 前條の場合に於て學校長は第七號様式に依る委託書を滞留地の

青年學校の學校長に送付し且當該生徒の青年學校手帳に出席情況其の他必要なる事項を記入證明すべし

第四十條 滞留地の青年學校長前條の委託を受けたるときは特別の事情ある場合の外承諾書を在籍學校長に送付し當該生徒に對し教授及訓練を爲し委託期間修了したるときは在籍學校に生徒の出席狀況其の他必要なる事項を記載したる書類を送付し且當該生徒の青年學校手帳に出席時數其の他必要なる事項を記入證明すべし

第四十一條 在籍學校の學校長は滞留地の學校に於て當該生徒に爲したる教授及訓練を以て其の學校に於て爲したるものと看做すべし

その地方の學校長は自己の指導管轄する区域内に他の青年學校の生徒が滞留するときは、たとへ委託がなくとも始終調査する機關の機敏なる調査により一日でも勧誘して入學せしめねばならない。

また生徒も一日でも二日でも滞在するときは、直に滞留する青年學校に手牒を示して授業及訓練を受けるがよい。新令は茲まで青年學校の教育を重んずる事

の出来る様になつてゐる。この自由制の施行を學校も生徒も活用する事が尤も大切である。

第三 修了及卒業

修了及卒業は小學校や中等學校とは趣を異にしてゐる。これ何處までも社會教育としての機關なるが故に、その基準は其處から出發されねばならぬ。

小學校中等學校は、實力と言ふ事が先づ第一の問題である。故に出席の點は第二の問題として參酌する位に止まるものである。

之に反して青年學校の方は、先づ出席すると言ふ事が第一である。國民青年として、大衆と共に、國民資質向上の大運動に參與する事が大なる意義を爲すものである。

従つて學科毎に何點平均點が何點とか言ふ標準に照して修了及卒業を決定するものではない。普通科の修了及本科の卒業の認定は全課程に就き出席時數其他平素の學修情況を標準として之を決定するものである。されば、從來の學校

教育の認定標準と反對であつて第一の問題として之に平素の學修を情況の斟酌すると言ふ事となる。

普通科又は本科の各教授及訓練科目の出席時數について、青年學校規程第八條第一號表乃至第四號表に示す各教授及訓練科目の教授及訓練時數の當該科に於ける總時數（男子本科にありては普通學科及職業科の時數は之を通算す）の概ね八割に達したるものを以て修了者及卒業者を認定するものである。もし中途入學者なり轉學者のあつた場合はその入學轉學の期日を基準として、それ以後は配當時數の八割に達したる場合教師同様修了者及卒業者として限定すればよいのである。

在營期間の特典は修了又は卒業とは別の規定たる事言ふまでもない。されば修了又は卒業と兵役法とは直接の關係は何等持つて居ない。既に述べた如く、その特典は先づ以て本科又は研究科に四ヶ科在學する事が第一の條件である。第二は、普通科職業科を通じて二百五十時間である。これは得易い譯である。教練科は三百五十時間である。之は青年學校規程の通りに組立てられたる學校に於

て本科だけによつて其の時間を得んとするならば、全時間の總計が三百五十時間だから、一時間も休んでは特典の時間に達しないのである。

そこで、若し研究科へ入學しないものは、その不足の時間だけは特別に補つて特典を受けしめねばならぬ。まことに、無秩序の様だが、それが實務青年であるだけ、そう思つた通り計算的に學徒青年の如く教育を受けることができない。

そうした無秩序性、自由性を多分に持つが爲に純粹の學校教育をしないで學校組織的社會教育となつてゐるのである。

青年學校規程第十五條には

學校長は普通科の課程を修了したる者には修了證本科の課程を修了したるものには卒業證を授與すべし

とある。同第十七條學則事項の第四項として「課程の修了及卒業の認定に關する事項」を定め教育の認可を受くべきこととなつてゐる。而して、これは、勿論施行細則に準據すべきものであると言ふまでもない。

参考 德島縣施行細則

第四十六條 課程の修了又は卒業は全課程につき出席時數其の他平素の學修情況を標準として之を認定すべし

第四十七條 普通科又は本科の各教授及訓練細目の必要時數につき青年學校規程第八條第一號表乃至第四號表に示す各教授訓練科目の教授及訓練科目の教授時數の當該科に於ける總時數（男子本科にありては普通學科及職業科の時數は之を通算す）の概ね八割に達せざる者に對しては修了又は卒業を認むることを得ず

前項の場合中途入學者及轉學者に關しては入學したる時期を基準とし其の以後に配當したる時數に依るべし

第四十八條 學校長は青年學校規程第十五條に依る修了證又は卒業證の外研究科又は専修科の課程を修了したる者に修了證を授與すべし
修了證は第九號様式卒業證書は第十號様式に依るべし

第四十九條 學校長は講習修了者に對し講習證を交付することを得

第五十條 學校長は毎年の修了者及卒業者を第十一號様式に依り市町村長に報

第十七章 設備及表簿

第一設 備

青年學校の設備は、之を完全にするために中には容易なことではなからう。

詳細に述ぶることは出来ないから、無系統に述べる事とする。設備に就て第一に考へて見ることは、單置するか、併置するかと言ふ事である。此の點に關しては既に述べた如く單置を本體とする必要のある事は言ふまでもない。

従つて適當なる校地を要する。校地については、傳統的な考方がこだはつてゐる平地と言ふ事が第一頭の中にある様だ。勿論廣濶なる事は大切であるが、小學校でもそうだが、青年學校は是非小高い處山あり森あり小丘ありと言ふ事を先づ條件としたい。所謂學校の敷地と言ふ感じのする地域よりも、民家の敷地と言つた様な感じのするものでありたい。

都會地ならば出来るだけ山の手で矢張り小高い處がよい。運動場が十分に得

られ難い缺點が伴ひ勝ちである。しかし、青年學校は小學校と違つて附近の空地をも利用するの可能性があるに十分にある。

小學校ならば、通學距離と言ふ事が第一の問題であるが、青年學校は何處までも實生活指導に、好適地と言ふ事が先以て決定するの條件となる。

次は校舎である。今詳細に理想を述ぶるだけの頁をとる事ができないのを遺憾とする。

要點は、全般的に實用的に計畫する事とである。從來の小學校の校舎を見ると、隨分形式だをれの處が多い。生徒をして、自分の家に居ると言ふ様な感じをさせるものでありたい。

矢張り教授と言ふ事に捉はれて、所謂教室だけあれば、學年教育が十分であると考へてはならぬ。教室だけならば小學校の校舎を借るだけで事足りる。

青年學校としての校舎は、教室は勿論のこと、圖書室、實驗研究室、郷土室、備品室、娛樂室兼寢室兼食堂と言つた様な實際教育活きた教養の出来る室が必要である。

農業地方に於ては、物置なり堆肥場なり、養鶏養豚場など指導の實際に應じて必

要である。工業地に於ては、動力場、工場、作業場等その職業科に應じて充分なる施設をしなければならぬ。

その地方の産業を指導するの施設が欲しい。只茲で一言斷つておきたい事は、何處までも収入を目的とした仕事ではない事である。そう言ふ事を重視したまではないけれども、教育は何處までも教育である。手段を撰ばず利益のみを目標としない。其の中には創作も、工夫も、研究も、將來と言ふいろ／＼な教育的な條件が加はつたものである。故にその設備としても、それに應じたものでなくてはならない。

次に修養上の設備と言ふ事も大切な計畫である。青年學校は實生活の指導だと言ふ事を標榜すると、一も二もない實利實益の方面に當つてしまふ。實利實益あながち悪くはないが、その底には人格が織り込まれてゐなければ、價值が生じない。それで、青年學校の計畫では、一面人格修養によつて、強き善にして聖なる信念を築き上げその上に實利實益の力を養つて行く、其處に誤らざる發展がある。修養の上に必要なる事は、第一に集會場である。講堂があれば猶更結構である。

講堂と言つた程度のもがなくても、集會場でも結構である。而してなるべく疊数がよい。そして、宿泊訓練ができる様設備したい。神棚も是非設けたい。内容設備もできるだけ完全にしなければならぬ。修身公民科普通學科はもとより職業科に至るまで、之が指導に要する掛圖標本模型器機生徒の参考人圖書等を必要とする。

從來この方面の内容設備と言ふと、大抵銃器や飯盒や天幕手旗、銃があればそれで完全の如く考へられた向きもあつた。もとより必要には違ひない。更に大砲や機關銃まで備付けてゐる處もある。その様な處で他の科目の設備は何一つもないと言ふ所があり昔の教育同様先生の講義を居ねむりながら聞いてゐる。どうかこうか時間を済ましたらよいと言ふ體裁である。それで生徒の方は誠に無味乾燥である。生徒は凡て學科を嫌ふ。教練のある日は出席しても學科の日は休んでしまふのが一般である。

それは原因が先生の講談ばかり聞く事が面白くないからである。啓發される處がないからである。生徒自身に研究せしめる様設備しないからである。指導

参考の手引を與へ、参考書も示して肥料であれば自ら分析もして見る。益虫、害虫、病害に關する標本模型を示して、生徒自身をして採集せしめそれを標本に製作して自家用となさしめるとか、全國の主要生産品の見本を設備しておいて之をその地方の生産品と比較研究せしめ之が改良案を考究せしむるとか、從來の教育の様に單に机にかなりついて居ると言ふ様な形式を變更して、實驗、實習、作業、勞作として教室を出でたる學修でなければならぬ。それには設備がなくては、何等效を奏しない。實務に従事してゐる青年の一時間二時間でも極めて大切な時間である。懇々學校までやつて来て、眠つて歸るばかりでは誠に氣の毒である。折角の時間を充分に生かしてやる方法を講じなければならぬ。

職業科の設備については、地方によつてその地方の産業開發上、尤も適當なる施設ができなければならぬ。それは單に、生徒の教修のみならず一般大衆への講習も時々開いて地方振興に努力しなければならぬのであるから、年次計畫を樹てて之が完備を期し、更に後援會の援助を得てその施設に努めねばならぬ。政府としても全部施設する經費を支出する事はできない。要は市町村地方自治政治の

努力に待たなければならぬ。

農業地方に於ては、是非實習地を必要とする。これも箱庭的のものであつてはならぬ。生徒一人當り尠くとも十坪位は設備しなければならぬ。

小學校其他に併設する事もまた止むを得ない場合が尠くない。この場合はとかく、小學校の教室の借り物であることが尠くない。而かも机腰掛までも借り物の場合が多い。机腰掛位は出来ない事はないにしても、之を仕末して置く所がないと言ふ状態である。兒童の方から考へると、たまらぬ。自分の教室の頭の上には白晝電燈の設備がある。朝行つて見ると、前日に掃除をして整頓してあつたものが全く亂雑極まる様子に驚くと言ふ状態である。之れでは青年學校の生徒も困るであらうが、小學校兒童の訓育上差支へる譯である。

併設の場合は、是非何をおいても専用教室だけは先づ第一に設置しなければならぬ。この専用教室は、學級數だけあれば充分であるが、それが經濟上免されねば、時間割の都合をつければ半數でも困難ではない。經濟上の都合をつけて郷土室、圖書室其他の内容設備等努力しなければならぬ。

單置にしても併置にしても、夜間制の學校に於ては校舎校庭の照明設備をしなければならぬ事は言ふまでもない。

参考 徳島縣施行細則

第六十條 青年學校には校地、校舎、校具、體操場、實習場其他必要の設備を爲すべし。

他の學校等に併設したる場合は特別の事情なき限り専用教室を設くべし。

第六十四條 夜間に教授及訓練を行ふ學校に在りては教授訓練及衛生上支障なき照明其他の設備を爲すべし。

第二表 簿

表簿は、その學校の成立を明かにし、之が歴史を語り、現狀運營を秩序立て組織立てるものであるから之が整理に努力することが大切である。

簿冊は經營の異なるに従つて種々調製さるべきであるから必ずしも何々と決定する必要はない。しかし、何れの學校に於ても必要なものは、現に各縣で規定さ

れてゐる筈である。一々茲にあげること省略して左に参考として徳島縣の分を掲げて置く、決してこれだけでよいと言ふ譯ではなく、その最低を示されたものであることは言ふまでもない。

一 市町村役場

甲 永久保存

イ、法令綴

ロ、例規綴

乙 十年保存

イ、學齡、名簿、校式参照、以下同じ

ロ、公文書綴

二 青年學校

甲 永久保存

イ、法令綴

ロ、學則

ハ、學齡簿

ニ、學籍簿

ホ、除籍簿

ヘ、成績簿

ト、學校沿革法

チ、修了者名簿

リ、卒業者名簿

ヌ、半途退學者名簿

ル、兵役特典該當者名簿

ヲ、巡視簿

ワ、生徒賞罰簿

カ、備品合帳

ヨ、職員履歷書綴

タ、生徒出席統計表綴

レ、例規綴

乙 十年保存

イ、學齡者簿

ロ、公文書綴

ハ、日誌

ニ、出席簿

ホ、職員出勤簿

ヘ、教授及訓練細目

ト、學校經營案

チ、教授及訓練計畫案

リ、生徒身體検査票

ヌ、學校一覽表

學籍簿及青年學校手帳は文部省告示を以て定められたる様式によるべく、その他は徳島縣施行細則各號様式を参照されたい。

學校一覽表は學校の組織計畫運営を明かにしたものであるから毎年四月に於て之を調製すべきものである。

第十八章 優良青年學校經營の實際

第一 我校の施設經營 〓 岡市立一番町青年學校 〓

沿革の概要

- 大正十五年七月 一日 創立、昭和二年四月一日、安西訓練所廢止併合、同日三番地訓練所廢止に付一部併合。
- 昭和七年四月一日安西訓練所新設に付學區變更に伴ひ一部轉所。
- 足立本縣學務部長、小島市長一行巡視。
- 龍山文部督學官、市長助役一行巡視。
- 執行官溝田中佐一行査閲。
- 成績良好の故を以て本縣知事の表彰を受く。
- 同 十二月十四日 平野聯隊區司令官、鹿兒島社會主事一行視察。
- 昭和四年 四月十四日 鹿兒島縣々視學外一行十四名視察。
- 同 五月廿六日 執行官川村中佐一行査閲。
- 同 十一月 一日 縣下主事會一行視察。
- 同 十一月 六日 濱田本縣學務部長一行巡閱。
- 同 十一月十四日

- 昭和五年 二月 七日 小泉三師團長、林少將、篠原廿九旅團長、遠藤卅四聯隊長、静岡濱松豊橋岐阜各聯隊區司令官、三師團管下各査閲官、濱田縣學務部長、愛知岐阜兩縣學務課長、三縣下訓練所顧問主事一行視察。
- 施設經營良好の故を以て文部大臣より表彰を受く。
- 同 三月卅一日 成績優良の故を以て本縣知事の表彰を受く。
- 同 五月廿九日 安東練兵場に於て縣下各訓練所と共に畏くも 天皇陛下の御御閱を賜はる。
- 同 五月三十日 黒田侍從を御使として御差遣を賜はる。
- 同 十一月廿四日 相良司令官査閲執行。
- 昭和六年 三月卅一日 成績優良の故を以て本縣知事の表彰を受く。
- 同 五月 一日 中華民國國民政府行政院、考試院日本考察團派赴團一行九名視察。
- 同 五月 一日 藤野縣教育課長一行視察。
- 同 五月十一日 文部省長野社會教育官一行巡視。
- 同 十二月 一日 執行官出口中佐一行査閲。
- 同 十二月 一日 歩兵第二十九旅團長高田少將一行視察。
- 昭和七年 五月廿八日 歩兵第三十四聯隊現役青年訓練所指導要員幸田大尉一行十六名視察。
- 同 十月 八日 庵原郡青年訓練所聯合會會長稻並昂氏一行視察。

青年學校經營の基調

- 同 十二月 一日 執行官阿部中佐一行査閲。
- 同 十二月 二日 朝鮮總督府内地教育施設並町村視察團全羅南道視學(團長)片岡秀雄氏一行二十七名視察。
- 昭和八年 六月 五日 歩兵第三十四聯隊現役青年訓練所指導要員幸田大尉一行二十三名視察。
- 同 六月 廿九日 歩兵第三十四聯隊營庭に於て縣學務部長、歩兵第三十四聯隊長、静岡聯隊區司令部員縣下主事一行約二百名教練視察。
- 同 九月 十一日 帝國在郷軍人静岡第三分會役員尾崎會長一行三十六名視察。
- 同 十一月 一日 執行官山本大佐一行査閲。
- 昭和九年 八月 六日 本縣知事より侍從御差遣四周年記念の爲「至誠無息」の御揮毫を賜る。
- 同 十二月 二十日 青年訓練所充實振興の爲本縣學務部長より金壹百四拾五圓を交付せらる。
- 昭和十年 七月 一日 青年學校令制定により静岡市立一番町青年學校と改稱す。
- 同 七月 七日 歩兵第三十四聯隊現役將校小澤中尉以下八十三名視察。

表彰

一、團體表彰

表彰狀

静岡一番町青年訓練所

査閲の結果訓練の成績良好なり依て之を表彰す

昭和三年十二月十四日

静岡縣知事從四位勳三等 長谷川久一

表彰狀

静岡市一番町青年訓練所後援同窓會

會員一致協力して頭書訓練所後援に盡瘁し入所出席の獎勵に力め或は在所生指導の任に當り其の貢獻する處洵に大なり仍て茲に之を表彰す

昭和四年十二月十二日

静岡市長從四位勳四等 小島源三郎

表彰狀

静岡市一番町青年訓練所自治會

會員協和同心克く自治の向上を圖り自ら相戒めて所風の振作に励め其の成績洵に優良なりと認む仍て茲に之を表彰す

昭和四年十二月十二日

静岡市長從四位勳四等 小島源三郎

表彰狀

第十八章 優良青年學校の實際

青年學校經營の基調

四三〇

入所出席並施設經營良好にして成績優良なり仍て表彰旗を授與し之を表彰す
昭和五年二月十一日

静岡市一番町青年訓練所

表彰状

文部大臣從三位勳三等 田中隆三

査閲の結果訓練の成績優良なり仍て茲に之を表彰す

静岡市一番町青年訓練所

昭和 年三月三十一日

表彰状

静岡縣知事從四位勳三等 白根竹介

査閲の結果訓練の成績優良なり仍て茲に之を表彰す

静岡市一番町青年訓練所

昭和六年三月三十一日

賞状

静岡縣知事從四位勳三等 白根竹介

静岡市一番町青年訓練所自治會

會員克く協力一致して訓練所を後援し之が進展に寄與する所尠からず仍て青年訓練所創立五週年の記念に當り之を賞す

昭和六年七月一日

静岡縣

二、團體感謝狀

感謝狀

静岡市一番町青年訓練所

昭和五年十一月静岡縣駿豆地方震災に際し所員一致協力して罹災者の救護應急措置に或は警備安寧秩序の維持に其の他一般災害後施設の事業に奉仕し克く其の目的の達成に努めたる効勞尠ならず仍て茲に感謝の意を表す

昭和六年四月二十九日

静岡縣知事從四位勳三等 白根竹介

感謝狀

客年十一月二十六日拂嶋當地方を襲ひたる稀有の大震災は幾多の人名を奪ひ無數の家屋を潰滅し耕地山林原野等陥没隆起し荒廢に歸せしもの算なく村民殆ど生活の途々斷たるゝの慘狀を呈せり罹災民は唯々呆然自失徒らに修羅の巷に彷徨するのみ圖らざりき貴校より多數生徒御出動救護救恤並に應急工事に犠牲的御奉仕被下村民齊しく感激に堪へず今や心機一轉復興の途に向つて精進しつゝあり之偏に貴校生徒御努力の賜と確信

青年學校經營の基調

す茲に謹而感謝の意を表す

昭和六年五月二十六日

田方郡錦田村長 沼上繁太郎

感謝状

静岡市一番町青年訓練所自治會

一金五圓參拾壹錢

右失業並生徒困窮者救済の爲寄附せられたるは寔に奇特の至りなり仍て茲に謹で感謝の意を表す

昭和六年五月二十六日

静岡市方面事業助成會長 宮崎通之助

抄

静岡市一番町青年訓練所

一金壹百四拾五圓也

訓練所の設備改善充實を計り一層青年訓練振興の實を擧げ附近訓練所の模範たらしむるの趣旨を以て本縣學務部長通牒により頭書の金額と交附せらる

昭和九年十二月二十日

學校組織一覽

學級	生徒數		計	每週教授 豫定時數	學科並學年擔任		教員	
	商	生			職名	氏名	職名	氏名
一 年	一九	三三	五二	修公科	助教諭	本多 實一	指導員	石垣 誠一
二 年ノ一	二一	二六	四七	隔週	同	桑田 唯一	同	藤佐 飢藏
二 年ノ二	一七	二九	四六	(一時間)	同	井浪 清松	同	岩城 作藏
三 年ノ一	一六	四〇	五六	普通科	同	鈴木重太郎	同	尾崎善太郎
三 年ノ二	二五	三一	五六	(一、五時)	同	原 三郎	同	八木 武雄
四 年ノ一	一七	三八	五五	職業科	同	鈴木 平馬	同	佐藤 豊次
四 年ノ二	三八	一七	五五	(二時間)	同	柴田 秀二	同	兼森 廣一
五 年ノ一	二八	一六	四四	教 練	同	袴田佐次郎	同	塚本 鑽一
五 年ノ二	一九	二四	四三	(二時間 以上)	同	坂本 鑽一	同	松永 芳一
研究科	二〇〇	二五四	五一〇		同	鈴木彦次郎	同	淺場 安一 戸塚 龜次
					學校長兼教諭	稻佐 美 尊		
					主任指導員	宇佐 美 尊		

静岡市立一番町青年學校學則

第一章 總 則

第一條 本校は青年學校令に基き男子青年に對し其の心身を鍛鍊し徳性を涵養すると共に職業及實際生活に須要なる知識技能を授け以て國民たるの資質を向上せしむる一目的とす

第二條 本校は静岡市立一番町青年學校と稱し、静岡三番町尋常小學校に併置す

第二章 科、部、並に教授及訓練期間

第三條 本校に本料、研究科を置き各科を商業班工業班に分つ

第四條 本校の教授及訓練期間を左の通定む

一、本 科 五年

二、研究 科 一年

第三章 教授及訓練科目並に教授及訓練時數

第五條 本校の教授及訓練科目を左の通定む

一、本 科

修身及公民科、普通學科（國史、國語、數學、地理、理科、音樂等）

職業科（商業、工業 教練科）

二、研究 科

修身及公民科、普通學科（國史、國語、數學、地理、理科、音樂等）
職業科（商業、工業）教練科
第六條 各科の教授及訓練科目の教授及訓練時數を左の通定む

第一號表 本 科

教授及訓練科目	教授及訓練時數				
	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年	第五 年
一ヶ年教授及訓練課程	三	三	三	三	三
二ヶ年教授及訓練課程	同上	同上	同上	同上	同上
三ヶ年教授及訓練課程	同上	同上	同上	同上	同上
四ヶ年教授及訓練課程	同上	同上	同上	同上	同上
五ヶ年教授及訓練課程	同上	同上	同上	同上	同上
公民科	三	三	三	三	三
修身及公民科	同上	同上	同上	同上	同上
國史	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
國語	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
普通學科	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
數學	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
地理	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
理科	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
音樂	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
職業科	同上	同上	同上	同上	同上
商業	同上	同上	同上	同上	同上
工業	同上	同上	同上	同上	同上
教練科	同上	同上	同上	同上	同上

職業科	商業科	工業科	教練科		計	實驗實習
			商業大意 商業各論 工業大意 工業衛生	工業衛生 商業簿記 銀行簿記 商業要項 商業法規		
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	二四〇	無定時
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	二四〇	無定時
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	二四〇	無定時
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	二四〇	無定時
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	二四〇	無定時
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	二四〇	無定時

第二號表 研究科

教授及訓練科目	一ヶ年教授及訓練時數	第一 年	
		課	程
修身及公民科	二〇	道德ノ要旨、國民ノ心得作法	
普通 學科	五〇	國史、國語(讀文、習字)、算學(實用數學、珠算)地理、理科(物理、化學)音樂(唱歌、朗吟)	
職業科(商業工業)	七〇	商業要項	
教練科	一〇〇	教練、體操 武道、競技	
計	二二〇		

第四章 教授及訓練季節並に時刻

第七條 本校の教授及訓練は四月に始り翌年三月に終る

第八條 本校の教授及訓練の季節並に時刻を左の通り定む

本科及研究科

教授及訓練季節	教授及訓練日	教授及訓練時刻	日時
			計
自 四月 月 (翌年) 月 至 三月 月	每週 實施豫定三十五週(火曜日金曜日) 毎月 第一、第三、日曜日	夜間 自午後七時—二時 自午後九時—十時 三時間 日間 自午後一時—四時 四時間	二四〇時

備考 教授及訓練の週數並に日曜及終始の時刻は季節に依り變更することあるべし

第五章 課程の修了及卒業の認定

第九條 修了及卒業は全課程につき出席時數其他平素の學修情況を斟酌して學校長之を認定す

第十條 學校長は本科の課程を修了したる者には第一號様式の卒業證書、研究科の課程を修了したる者には第二號様式の修了証を授與す

第十八章 優良青年學校の實際

式 様

第 號	卒業證書	氏 名	年月日生
校印			
右者本校本科ノ課程ヲ卒業シタルコトヲ證ス			
年 月 日			
静岡縣静岡市立一番町青年學校校長氏名團			

第 號	修了證書	氏 名	年月日生
右者本校研究科ノ課程ヲ修了シタルコトヲ證ス			
年 月 日			
静岡縣静岡市立一番町青年學校校長氏名團			

第六章 入學、退學

第十一條 本校の入學期は毎年四月とす、但し特別の事情ある者は中途入學せしむ

第十二條 本校に入學することを得る者左の如し

- 一、本科第一年 年齢十四以上にして普通科修了者、高等小學校卒業者又は之に相當する素養ある者
- 二、研究科 本科卒業者又は之に相當する素養ある者

特別の事情あるものは其の年齢及素養に應じ之を本科の第二年以上及研究科に入學せしむることあるべし
他の青年學校の生徒にして本校に轉學を志望したる者は其の在學せる學校の科及年に相當せる科及年に編入す、但し課程の程度に依り編入年に斟酌を加ふることあるべし

第十三條 本校に入學せんとする者及他の青年學校より轉學せんとする者は保護者若雇傭主連署の上左記様式に

依る入學願書を學校長に提出すべし

入 學 願 書	私儀御校何科第何年(何班)ニ入學致度此段及御願候也
年 月 日	年 月 日
本籍地 何府(縣)何郡(市)何町(村)字何番地	現住所 静岡縣静岡市岡何町何番地
何某何男 職業	本人 氏 名 〇
年 月 日 生	年 月 日 生
履 歴 ノ 大 要	尋常高等小學校何科卒業
年 月 日 何々	學校何科修了
年 月 日 何々	本籍地 何府(縣)何郡(市)何町(村)字何番地
	現住所 静岡縣静岡市何町何番地
	保護者(雇傭主) 何 某殿
	静岡縣静岡市立一番町青年學校校長何 某殿

第十四條 生徒にして他の青年校に轉學せんとする者及學校を退學せんとする者は其の事由を具し保護者若は雇
傭主と連署の上學校長に願出づべし

第十五條 生徒にして一時他の青年學校に於て教授及訓練を受くることを志望する者は其の志望青年學校名期間
事由を具して保護者若は雇傭主連署の上其校長に願出づべし

第七章 賞

罰

第十六條 學校長は生徒にして品行方正學業優良にして精勤なる者又は奇篤の行爲ありて他の模範とするに足る
べきものに對し之を表彰することあるべし

第十七條 學校長は生徒にして其の本分に違背したる者に對し懲戒を加ふ

第八章 授業科その他

第十八條 本校は授業料を徴收せず

第十九條 本校生徒は所定の青年學校手帳を所持すべし

第二十條 本校に於ては必要に應じ特別事項につき生徒卒業生、その他に對し講習をなすことあるべし、講習期
間、講習事項は開の郡度學校長之を定む

附 則

本學則實施上必要な細則は學校長之を定む

本學則は昭和十年七月一日より之を實施す

教授並訓練實施要項

(一) 教授並訓練週數

月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	計
週數	四	四	四	四	四 <small>公 教練ノ ミ但修</small>	四	四	四	四	一	一	二	二
													三五

備考 (1) 一月を四週乃至一週とせるは毎月々末繁業及季節的繁業期を考慮せるによる

(2) 毎週教授日數を二日とし一日の教授時數を二時間とす

實際教授に當りては可及的一夜概ね三時間となす

參考 教授は可成繼續的に施行するを眼目とし季節的繁業期と雖全然之を缺くことをなさず

文部省案に準據し一年を三十五週となす

(3) 教練日は一日十五日の晝間

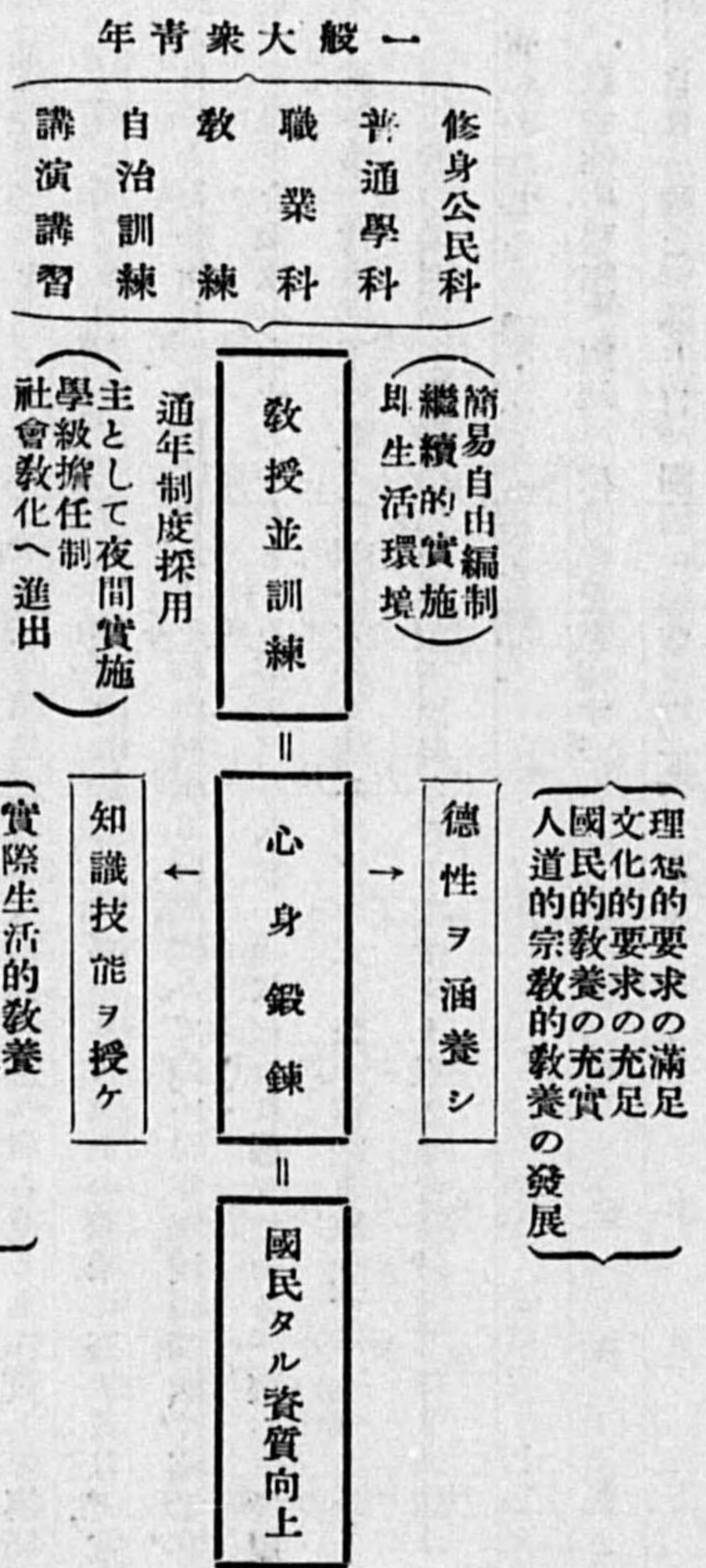
午後一時より五時間、夜間も概ね一回若しくは二回午後七時より三時間施行す

開始時間	夜		午後八時		午後七時三十分		午後七時		午後六時三十分		午後七時	
	三十	十分	午後七時	午後八時	午後七時三十分	午後七時	午後七時	午後七時	午後六時三十分	午後七時	午後七時	
卅一日	火	○	金	日	木	土	火	金	木	水	火	水
三十日	○	木	日	△	火	金	木	土	水	○	火	木
廿九日	月	天長節	水	○	土	日	△	月	火	木	水	○
廿八日	日	△	火	金	日	土	水	火	木	土	金	日
廿七日	土	△	月	海軍記念日	木	水	火	金	土	日	△	木
廿六日	金	○	日	△	土	金	木	水	火	日	土	金
廿五日	木	△	土	火	日	木	水	火	土	金	日	木
廿四日	水	○	金	月	△	土	火	日	水	火	土	金
廿三日	火	△	木	日	△	金	月	△	水	土	火	木
廿二日	月	○	土	金	日	土	火	木	水	○	金	土
廿一日	日	△	火	月	△	木	日	土	金	火	木	水
二十日	土	△	水	日	△	土	火	金	木	土	火	水
十九日	金	○	日	△	土	金	木	水	火	日	土	金
十八日	木	△	火	月	△	土	金	日	土	火	木	水
卅一日	夜	三十	十分	午後七時	午後八時	午後七時三十分	午後七時	午後七時	午後六時三十分	午後七時	午後七時	午後七時

青年學校の目的と組立

青年學校令第一條

青年學校は男女青年に對し其の心身を鍛鍊し徳性を涵養するとともに職業及實際生活に須要なる知識技能を授け以て國民たるの資質を向上せしむるを以て目的とす



一番町青年學校學則第一條

本校は青年學校令に基き男子青年に對し其の心身を鍛鍊し徳性を涵養するとともに職業及實際生活に須要なる知識技能を授け

第十八章 優良青年學校の實際

職技能を授け以て國民たるの資質を向上せしむるを以て目的とす

一番町青年訓練所發展十年の回顧と向後の方嚮

一番町青年訓練所が大正十五年七月一日創立以來滿十ヶ年其の經來れる歴史は別項沿革並表彰狀に摘記する如くにして其の間主事を代ふること五代專任指導員二名時に隆昌の跡は自ら見るも一貫して模範訓練所の名を擅にし數々の表彰は別記の如く時に畏き邊には侍從御差遣の御事ありて無上の光榮に浴するなど常に最高の感激と若人の誇と自重とを終始して今日に及ぶ。その由因する所を顧みて茲に青年學校の開始に際し其の鹿島出に備へ益々一貫せる歴史を繼承存在せしめんとする努力は今人唯一の眞劍なる態度である。懷ふに設置以來幾多の經驗と歴史とに鑑み第四代主事下里龍夫氏經營方針を編みて左の五ヶ條の信條を確立す

- 一、指導者の熾烈なる指導感化の熱望と至純なる生徒愛とを根源となす。
 - 二、青年の特質を知悉し之が善導を講ず。
 - 三、社會性の強調と訓練の生活化を重視す。
 - 四、自發活動を誘導し自治訓練の徹底を期す。
 - 五、確固不拔の國民精神を樹立す。
- 就中第一項第四項との徹底は一番町青年訓練所の盛果をなさしめたる最大なる原因となすべき所にして自餘の三項は自ら之が實現を容易ならしめたるものと信ぜられる。
- 指導者は時に交替ありたるも概して其數少く今も設置以來繼續して其の任に當り奔命の限をつくし我事の如く

念慮して未だ曾て倦まざる熱烈なる士多く而も主務者を中心として協調團結の美風は日と共に濃に一糸亂れざる統制は一切の理窟を超越して事々言々悉く訓練所の向上と發展をなす。又新任指導者は常に終了生の中より之を採用し今日にありては指導者の全部は終了生にして常に訓練所の歴史は直接指導者の生命に生きて何れも必然に光榮ある歴史に一貫され統制され訓練所の不名譽は自が不明不足と痛心し、その榮譽は直に自が榮譽と衷心より希念して全く一體不離の團結は當訓練所の隨一の生命たり。

第四項生徒の自治訓練は前項の指導觀の確立と共に蓋し當訓練所の唯一の生命とする所なり。その組織の實際は別項に詳述する如く訓練所一切の施設は自治會が主體となりて之が實施に努力す。而も代々面目に懸けて訓練所の榮譽の失墜を氣遣ひて思慮と努力を傾注す。終了生は終了後と雖も後援同志會を組織して常時門を訪れその隆昌を遺ふ。諸行事に際しては必ず來りて督勵指導をなす。特科の生徒には終了後と雖も常に生徒と伍して實際をリードす。

而して在所生徒は何れも從順精勵よく己が使命を自覺するもの、如く未だ倦む色を見ず。その原因する所を究むるに別項生徒の環境並素質の示す如く生徒の多くは何れも地方出身の徒弟多く地方に止る總領息子の氣樂さな運命の開拓の分水嶺に起つて刻々理想的精進を自覺督勵しつゝあるもの、みなり。時に切實として訴ふる身上の煩悶等を聴けば其の深刻にして眞面目なる態度には滿心に同情の血液高鳴るもの一切でない。

更に外部には嘗て當訓練所の指導員たりし者これ亦訓練所の發展向上を常に念慮して時々門を叩きて發展向七の態を見て我事の如く喜び或は關係諸團體との間を斡旋するなど内外呼應一體感激の坩堝こそ我一番町青年訓練

所の統一せよ歴史であつた。而して今や之が發展助長に全員の希願と熱意の内に一番町青年學校の幕は切つて落された次第である。將來青年學校の發展向上は正に一番町青年訓練所の歴史の更生の中にあるものと校員一同誠心して日夜精勵を覚悟する所である。一切の極致は曰く無言。言ひ得る感激も發憤も悲痛もそれはまだ徹せざるものゝことである。過去を顧み將來を慮り今や青年學校の鹿島田に立つて内に期するの外すべてたゞ無言である。

一番町青年學校教授並訓練の態度

一、同情と指導

飽までも具體の生徒を對照として生きた教壇並訓練が生れて來なければならぬ。決して權利義務乃至は命令權威で押し進んで行くやうな乾やびたものと考へては根本的錯誤である。我校の生徒は決して有閑な生やさしいお坊ちゃんとは違ふ。實際生活に苦闘し、職業戦線に血みどろに奮闘し而も自ら自己の運命を將來に開拓せんとする眞剣な、寸分すきのない輩である。而も現實にのみこだはる壯年期のものとはその類を異にする。内には眞理を求めんとする貴い心が渦巻いてゐる。善のために善を求めんとする清純な人道的精神も燃えてゐる。美や藝術に對しても一層ふるひ戦く心を持つてゐる。若葉のゆらぎに神秘を感じ重つたるい晩春の氣に生の躍動を覺え古城跡のほとりに佇んで言ふべからざるローマンチックな感情に打たれ、百合の花に向つては女神の聖さも感ずる。

第三者の方便的指導命令には何の感激も發憤も持ちやうがない。十分に青年の本領を知悉してこたはらぬ純眞な純情の骨身に徹する同情から一切の指導が出發しなければならぬ。而して身を以つて指導誘掖する熱情が指導者の先決問題である。説明や解釋は實踐指導では次の部に屬する。世を愛ひ人を氣遣はしむる前に己れ自から先づ以て憤り涙する眞剣さが指導の基礎的事實である。己が子に直を需めて自ら横行する蟹の親は永久に子に直を求むることが出来ぬ。

二、自治訓練

由來學校教育や青年指導に當つては行過ぎた老婆心より指圖が多すぎる。青年期の有能を明瞭に信ぜなければあやまりである。水練はおぼれんとする水中に抜手を切つて苦闘する所のみ上達する。決して指圖や小言で上達は出来ぬ。方向を指示し過誤を指摘し是正する所に指導者の任務がある。一所に水中に飛込んで斯の如く生きたる範をなす所に指導者の尊い責任がある。拱手して見送すは指導者の怠慢で必ず水死させる。青年子弟の有能を信ず先づ自治に任せ協同に依據し以て充實した心身の具體的活劇を指導上唯一の正道と信ずる。逞盛たる責任感も純正なる公民的態度も乃至は郷土愛もすべてこうした環境と努力に派生する。由來我校存立の生命的價値は生徒の正しい自治訓練に基く。

三、職業陶冶

生徒の悉くは實際業務に従事する大衆青年である。而も従事する職業も亦各種各様である。青年學校は其の規程する所亦職業教育を生命とする爲めに職業科の専任教員を殆ど決定的にその設置を規程してゐる。それがために青年學校は一種の職業的専門教育の感を次第に強くする傾を必然するものゝ如く思はれて遺憾とする。一年通じて七十四時間の教授時數に於て夫々の職業的實際教育が可能とは如何に最負目に見ても出来るとは信ぜられぬ

而も薄べらな教科書許りを半過通の説明や解釋で職業的教育が出来ると思ふたらそれこそ大なる誤である。

然れども決して職業的陶冶を不必要とし之を否定するものではない。今日の場合時代の進運國家の現状社會の狀態よりしても各個人の職業が如何に國家の盛衰に直に關與するかはいふまでもない。その間に立つて實際職業に従事する大衆青年を見つむる時其所に青年學校の目的とする職業陶冶の使命が明瞭になつて來る。即ち簡くまでも職業に忠實な態度の鍊成と職業的創造發展のプロセスにあらしむること。所謂青年學校に於ける職業陶冶でなければならぬ。向後職業陶冶に關するすべての施設は此の間の所信と必要から試みるものである。

四、社會教化

地方町村に於ける青年學校は實業的職業的に略同一事情の環境にある郷黨の中心となつて町村の團體的社會的活動と聯繫して社會教化の實を擧げるべく活動の分野を充分に發見し得るも都市に於ける社會的環境が斯く單一化され居らぬ事情は職業的實業的意味に於て直に聯繫し得る事は蓋し困難である。而して近代都市に於ける世紀末的廢頹の傾向は實にその底止する所を知らぬ。而もその軟弱なる傾向は青年男女をして驅つて其の渦中に溺感せしむるもの之れ亦一再に止らない。我が青年學校は常に青年の心身を鍛鍊して質實剛健純情剛毅な風格を醸致して敢然と社會風教の先陣に立つて脆弱の徒輩をその膝下に跪めんとする氣魄と實際運動をなさしむることを念慮する。時に講演講習會を開催し共に知能の啓培に資し或は特技家を聘してその研究に耳を傾け異常變災に際しては統制ある活動に青年の本領を指揮する等學校の柵外に進出して社會教化の實際運動に參畫する。

五、國民訓練

青年學校究極の目的は大衆青年に向つて層一層國民たる資質の向上をいらんとする一點である。然して青年に求むる國民的資質の内容は克く皇國の現存並將來に懸る使命に鑑み我國特有の國民文化に則り個々の利害を超越して報公の至誠に燃え其の實踐的生活に於ては國民道德下の思想及情操を體得して之を如實に行ふ所の逞盛なる氣魄と實力との充實である。偏知も巧利も國家の福利を増進し國民文化の向上と相背馳する時に於て之を最も排斥する一切の教授並訓練の手段はその延線は如何なる場合に於ても所述の國民訓練の一點に歸一され以て意氣ある所のものでなければならぬ。而してその態度は決して事大主義的官僚迎合や瑣末な毀譽褒貶からの念願であつてはならぬ。牢固なる國民的信念を保持して己先づ國民を思ひ國家の將來を慮る至情に燃えてその已むにやまれぬ希求と熱情とが生徒訓練に具體的效果として顯現する所のものでなければならぬと信じ且奮勵之れつとむる。

教授並訓練科目の教授要旨

修身及公民科

修身及公民科は教育に關する勸語の趣旨に基きて道德上の思想及情操を涵養し、時代の趨勢に鑑みて國民生活に必須なる心得を授け實踐躬行を奨励するを以て要旨となす。

修身及公民科に特に國家的觀念及立憲の本義を明徴ならしめ、公民としての責務を完からしむるに必要な事項に留意して授くべし。

普通學科

普通學科は國語數學歴史地理理科に關する事項に就き適宜之を授け日常必須の智能を増進せしめ且理想道及文

化好愛の念を養ふを以て要旨とす。

職業科

職業科は工業並商業に關し實用的知識技能の收得をなさしめ職業に對する理解と趣味を得せしめて勤勞愛好の習慣を養ふを以て要旨とす。

教練科

教練は心身を鍛鍊し堅忍剛毅の精神と規律節制を重んじ協同を尙ぶ習慣を養ふを以て要旨とす。
教練科は體操競技及武道を適宜併せ授くるものとす。

各科目教授上の態度

- 一、各科目の教科内容は時代の趨勢に鑑み、郷土的材料を重んじ各科とも聯絡統合せしめて常に生徒の生活並環境に適合して授くることを力む。
- 二、教科書は本科にありては静岡市青年學校教本を採用し各學年とも共通材料を授け五ヶ年間を通じて循環的統一せる全體の知識を授けんとす。
- 三、教授に當りては系統的知識の附與を主眼とせず、現代生活に適切なる職業陶冶を重視し且理想追及文化愛好の態度涵養に留意し以て立憲國民とし有爲善良なる市民としての公民的訓練を眼目とす。
- 四、教授は常に具體適確を旨とし且實際家特技家經驗等の實際經驗或は工夫研究の發表等を聴取せしめ無味乾燥に陥らざること留意す。

生徒の環境素質

一、現住所調

町名	一年	二ノ一	二ノ二	三ノ一	三ノ二	四ノ一	四ノ二	年	五ノ二	研究科	計
一番町	三	七	一	五	一	五	一	七	一	一	一九
二番町	二	二	一	六	一	四	一	四	一	一	一九
三番町	二	八	一	七	一	六	一	九	一	一	二四
四番町	三	六	一	六	一	八	一	二	一	二	二六
五番町	一	五	一	七	一	二	一	二	一	一	二六
八千代町	四	一	五	一	八	一	三	五	一	一	二六
住吉町	一	一	一	一	三	一	二	一	三	一	二〇
新富町	三	六	一	二	一	三	一	四	一	二	二二
幸町	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	三
神明町	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
松若町	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
安西町	七	一	九	一	九	一	八	一	五	一	二九
茶町	一	一	二	一	一	一	四	一	一	一	二〇

青年學校經營の基調

工業 下駄製造、竹細工、機械、木型製作、製函、木工、製傘業等

○自宅業及徒弟数は自宅業一二七に對し徒弟二〇二にして徒弟數遙に多く六・四パーセントなり。

○本表は在籍五一〇名中調査人員三二九名につき調査す

三、學 歴 調

調査人員	一 年					二 年					三 年					四 年					五 年					研究科	計
	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五		
調査人員	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	一五	三九
尋 卒	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	一五	三九
高 卒	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一五	三九
高一修	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	一五	三九
其ノ他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
計	一五	一四	一四	一四	一四	一五	一四	一四	一四	一四	一五	一四	一四	一四	一四	一五	一四	一四	一四	一四	一五	一四	一四	一四	一四	一五	三九

四、續 柄 調

調査人員	一 年					二 年					三 年					四 年					五 年					研究科	計
	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五		
調査人員	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	一五	三九
計	一五	一四	一四	一四	一四	一五	一四	一四	一四	一四	一五	一四	一四	一四	一四	一五	一四	一四	一四	一四	一五	一四	一四	一四	一四	一五	三九

其他は駿府商業卒業生、中等學校中途退學者、商工實修學校卒業生等なり

五、出 身 地 調

調査人員	一 年					二 年					三 年					四 年					五 年					研究科	計
	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五		
調査人員	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三	三	一五	三九
静岡市出身者	六	三	三	三	三	六	三	三	三	三	六	三	三	三	三	六	三	三	三	三	六	三	三	三	三	二二	四九
他郡市出身者	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一五	三九
計	一九	一六	一六	一六	一六	一九	一六	一六	一六	一六	一九	一六	一六	一六	一六	一九	一六	一六	一六	一六	一九	一六	一六	一六	一六	一九	三九

静岡市出身者も一家轉籍寄留のもの少からず

諸施設概要

(1) 宣 誓

榮ある歴史に輝く本校生徒としての自覺に燃え愈々圓滿善美なる人格の正揚を希ひ、入學時に左の各項を誓約せしめ尙毎訓練日、儀式等に際し、宣誓を行ひ實踐躬行の具體的目標とする。

この誓約は昭和三年五月一日に創定されたものである。

宣 誓

一、誠心を基として健全なる心身の修養に努めます。

- 一、萬難を排して出席に勵みます。
 - 一、長上に従ひ同輩に信儀を盡します。
 - 一、一致協力して共存共榮の實を上げます。
 - 一、訓練即生活の本義を體し能率増進に努めます。
- 吾等は右の條項を堅く守り忠良なる日本臣民となることを誓ひます。

(2) 校 旗

敲けば高鳴る全生徒の張切つた心靈を、一點に引絞り微動だにさせぬ學校意識の象徴としての白地に旭日を描ける校旗、その竿頭に燦として輝く文部省表彰旗の翩翩する處、忽然として敬虔の坩堝となる。

この校旗の生誕こそは、昭和二年十月十七日にして、生徒の自發的協定努力によつて作製されたものである。

(3) 校 歌

熾烈な學校意識と若人の氣概とが融合協和し莊重にして潑刺なる旋律となりて顯現せる校歌を毎訓練日は勿論儀式等の際に高唱し、意氣の發揚に努める。

(4) 胸章並門札

眞摯にして高潔なる本校々風を呼吸してゐる、生徒の一員としての自覺と、自尊心とを益々喚起させ、一面には善良なる云爲獎勵の一法として、鏡と櫻花に一の字入の徽章を常に左胸部に佩服せしめ、又紋章を押捺せる木札に生徒の氏名を浮書して各門戸に之を掲げさせ、生活全野に涉りて生徒たる自覺と誇りとを失はぬやうにせし

ト 調 校 歌

1. 1 1 1 | 6. 6 4 5 | 1. 1 2 2 3. — 0 | 3. 3 3 2 | 1. 1 6 6 | 5. 5 2 3 | 1. — 0 |

イマシーハニアルアサボラケー フヨウノミネラソムルトキー

3. 3 5 5 | 3. 3 5 5 | 3. 3 1 3 | 5. — 0 | 5. 5 3 5 | 3. 3 1 | 3. 3 2 1 | 5. — 0 |

レキシモジュールキテヨウヨウユ フンゲンターテルセイネンノー

6. 6 | 5 3 | 5 3. 2 | 1. — 0 | 5. 5 5 1 | 3. 3 3 3 | 2. 2 5 5 | 1. — 0 |

ワ シ キ イ ウ ニ ワー キボウノユクテワキミミズヤー

校 歌

(一)

今志榮えある朝ぼらけ
歴史も著き晁陽に
雄々しき意氣を

芙蓉の峰を染むる時
奮然起てる青年の
希望の行手を君見すや

(二)

巷に明き灯はともり
我が國運を双肩に
雄々しき意氣を

人皆慰安にふける時
になひて學ぶ青年の
希望の行手を君見すや

(三)

嗚呼向上と愛國に
若き血潮を高鳴らし
雄々しき意氣を

燃ゆる同志が集ひきて
手を取り勵む青年の
希望の行手を君見すや

めてゐる。

(5) 喇叭鼓隊

嚙腕たる管樂と、壯快なる鼓樂の調和音によつて、儀式は整調され、行軍教練の志氣は鼓舞されて一糸亂れぬ情意の統制に、全員唯之感激。その喇叭鼓隊が、生徒自身の奔走によりて成れる處に尙一段の價値がある。

現在左の用具を備へてゐる。

- 大太鼓一 小太鼓一
- バリトン二 コルネット二
- アルト一 トロンボーン一
- クラリオネット二
- トロンベット一 スライドトロンボター一

(6) 會 禮

全員の心靈、無形に融和合體して、學校長を中心に、學校意識の一點に放電し、肅として、しばぶき一つなき無言の整調裡に、式の順を追つて會禮は行はれる。

- 一、職員生徒整列
- 二、一同敬禮
- 三、遙拜(皇太神宮、宮城)
- 四、校旗に敬禮(第一訓練日)
- 五、宣誓
- 六、校歌合唱

七、訓話(訂合報告事項)

八、一回敬禮

歸りの會禮は、自治會之を行ひ、町別に整列し、役員引率のもとに、營みを終へた喜悅を胸に抱き、莞爾として歸宅する。

(7) 生徒自治會

生徒學生全部を以て組織し主として風紀の改善入學出席の獎勵相互の修養向上等常に自主自立の活動により我が校の振興を企劃し會員は選出したる役員と共に協力一致して克く會の目的達成に努めつゝある。今日までの自治會の業績を掲ぐれば、

宣誓制定、校旗樹立、胸章考案制定、會禮法實施、製作品展覽會開催、音楽隊編制、文庫設置、會報發刊、體育大會開催登山會剛健旅行實施、珠算研究會開催、交通整理淨化作業、神社掃除等施行、各研究部設置、通學規定の協定實施、慶弔慰問入學出席勸誘、その他等、今會則並びに議定實行一つ、ある規則を記せば次の通りである。

静岡市立一番町青年學校自治會々則

- 第一條 本會は静岡市立一番町青年學校自治會と稱し本校在籍生徒を以て組織す
- 第二條 本會は生徒の自治に依り學校の成績向上を圖るを以て目的とす
- 第三條 本會の事務を處理する爲左の役員を置く

第十八章 優良青年學校の實際

會長 一名 副會長 二名 幹事 若干名 顧問 若干名

第四條 會長は本會を總括し會議に際しては議長となり常に本會を代表す

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは之を代理す

幹事は會長の命に従ひ重要な會務の協議に參與し會長を補けて之が實行に務む

第五條 會長副會長は毎學年末に於て第五年中より第五年及研究科全員並に第四年以下の幹事之を選擧す

幹事は各正副班長各正副年次各正副部長及び各正副組長を以てす

第六條 會長副會長幹事の任期は各一ヶ年とす

第七條 本會は第二條の目的を達成する爲左の諸部を置く

一、學藝部

1、文庫の閲覧及び書籍器具の整理保管に關する件

2、講習會展覽會等生徒の學藝進歩向上に關する件

二、體育部

1、武道實施及び之が器具整理保管に關する件

2、競技の練習及び競技會等に關する件

3、旅行遠足登山等に關する計畫實施に關する件

三、音樂部

1、本校音樂隊の發達及び之が器具の整理保管に關する件

2、音樂會等開催に關する件

四、風紀部

1、生徒の入學出席の勸奨に關する件

2、生徒風紀の改善向上に關する件

3、慶弔慰問に關する件

五、辯論部

1、談話會、講演會、辯論會等開催に關する件(特に思想の發表修練と共に思想善導の機會とす)

六、販賣部

1、本校生徒の日用品販賣に關する件

七、喇叭部

1、本校喇叭隊の發達及び之が器具の整理保管に關する件

第八條 生徒は前條の諸部の内何れかの部員となる義務を有するものとす但し第四風紀部は本會幹事を以て之に充つ

第九條 各部に部長副部長各一名を置き其の部に屬する一切の事務を處理す部長は各部員の互選とし任期は各一ヶ年とす

第十條 各部に於ては年度始めに於て各々事業計畫を立案し本會々長に提出するものとす會長は各部提出の事業計畫を取捨按排して之を幹事會に提出し一ヶ年の事業計畫を定むるものとす

第十一條 會長は毎月一回幹事會を開催し重要會務に付て協議す幹事會に於て協議決定したる事項は總て校長の許可を経て實行するものとす

第十二條 本會總會は五月又は六月中開會す但し必要ある場合は臨時總會を開會す

第十三條 本會に左の帳簿を備ふ

一、議事録 一、各部記事録 一、會員原簿 一、各部々員名簿 一、各班名簿 一、會計簿

第十四條 本會々則は總會の承認を経るにあらざれば變更するを得ず

静岡市立一番町青年學校自治會規則

一、服裝に關する規定

(一) 胸章

外側を古代の鏡型となし我等の理性を表し中を櫻花とし大和魂を示し中央に『青學』と記し之をが一番町青年學校の精神とす、在學生徒(本會々員)は常に校服左胸ポケット上部に附く可き事

(二) 襟章

各年次章は全生徒が右襟に付す可きものにて各學年數に依つて異なる

型狀(金光色) I II III の如し

(三) 役員章

軍隊に於て使用し居る伍長勤務上等兵腕章櫻章及び上等兵腕章の三種とす。

1、伍勤腕章 本會正副會長及び班長(正は金光色、副は銀光色とす、正副會長は更に星一個を添ふ)之を附す

2、櫻章 本會各學年正副年次長(正は金光色、副は銀光色)之を附す

3、上等兵腕章 本會役員中正副組長之を附す可きものとす

其の附すべき處は右腕上部とす

二、敬禮

校服着用中の折は舉手の禮とす

三、禁煙

校服着用中は研究科と雖も絶體禁煙の事

四、學校事務室當番

一ヶ月を上下半期とし各學年は當番期間中事務室内の整頓掃除を行ふ

五、小銃及び手旗保管係

(一) 小銃 研究科連帶責任

第十八章 優良青年學校の實際

(二) 手旗 第五學年連帶責任

六、集合に關する規定

(一) 教練の集合

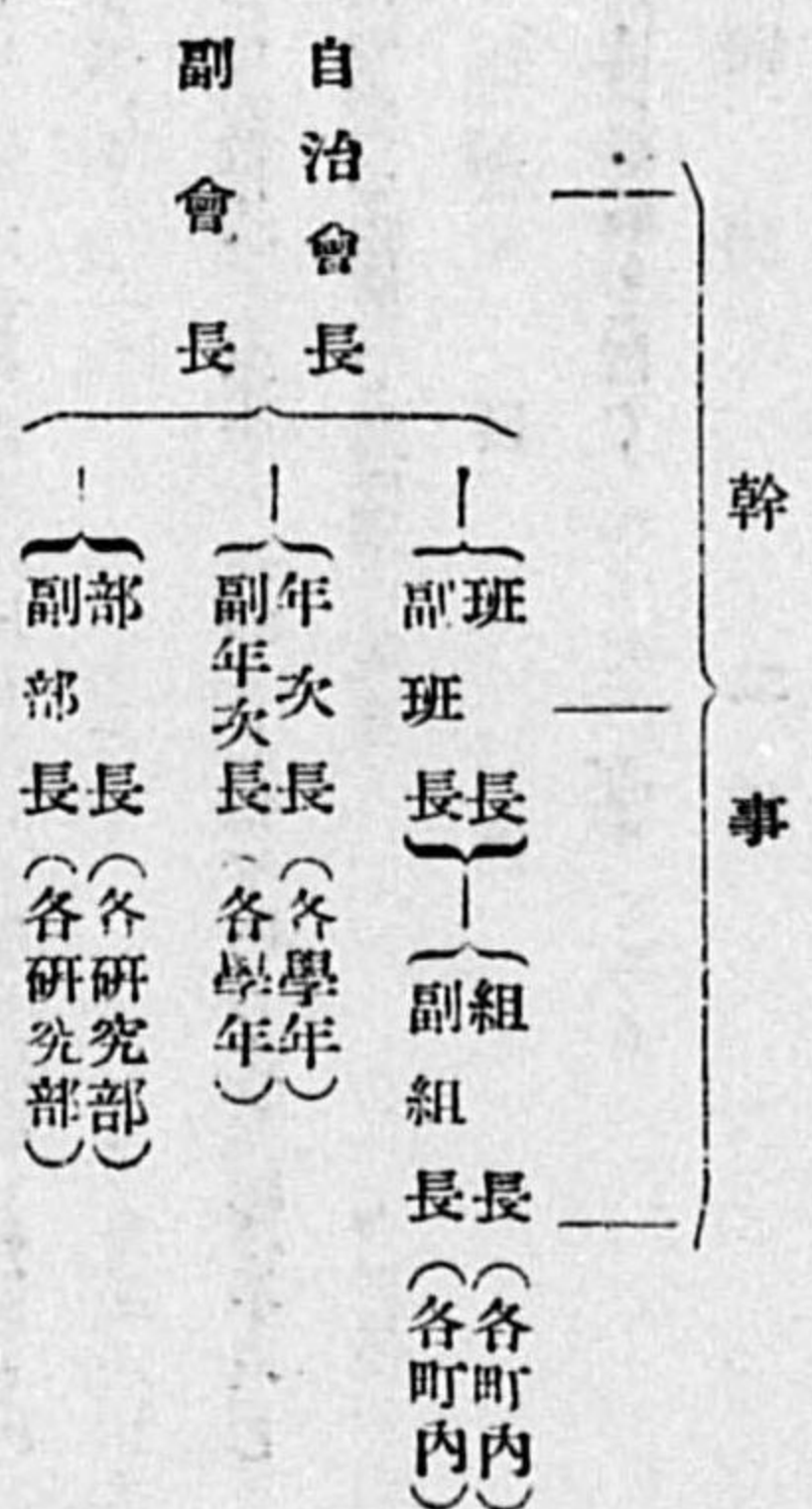
- 1、會長の集合號令
- 2、各班毎に集合
- 3、班長に依り出席表を集む
- 4、指導員殿へ敬禮
- 5、解散直ちに各學年毎に集合

(二) 學科目の集合

- 1、集合(鈴)
- 2、脱帽敬禮
- 3、所旗に敬禮(但其月第一學科日)
- 4、皇太神宮宮城に對し遙拜
- 5、宣誓
- 6、校歌合唱
- 7、校長訓示
- 8、會長通知及び注意
- 9、敬禮・着帽
- 10、解散各室に入る
- 11、放課後は各班別に集合
- 12、各班役員引率歸宅

以上

附、生徒役員組織を表示すれば次の通りである



(8) 後援同窓會

當校出身者を以て組織し會員の協和親睦を圖ると共に相協力して本校振興の爲に後援盡力をするのである。而して本會は生徒自治會と密接に聯繫を保ち入學者の送別や除隊兵の歡迎等を共にし或は入學及び出席の獎勵に努め學校の大事があれば一同應援に來校する。尙會員中歸休兵等あれば皆教練指導の補助に來る等頗る熱心に後援し來り、從來本校の成績向上に貢獻せるものが甚だ多いのである。同窓會の會則は次の通りである。

静岡市立一番町青年學校同窓會々則

總則

- 第一條 本會は静岡市立一番町青年學校後援同窓會と稱す
- 第二條 本會は静岡市立一番町青年學校修了生を以て組織す

第十八章 優良青年學校の實際

青年學校經營の基調

第三條 本會の目的左の如し

- 一、一番町青年學校を後援すること
- 二、會員は協和親睦を圖り修養に務むること
- 三、其の必要なる事項

會員及び會費

第四條 本會員を分ちて正會員特別會員とす

- 一、正會員 修了後滿二ケ年とす
- 二、特別會員 正會員修了後希望者とす

第五條 本會員は總會又は役員會の決議に服従する義務あるものとす。

第六條 本會員にして本會の趣旨に反し又は名譽を毀損したるものは役員會の決議により戒告又は除名することあるべし

第七條 本會の會費は一ケ年金六拾錢とし毎年四月之を納付すべし
但し入替者は會費の徵收を免除す

役員

第八條 本會に左の役員を置く

- 顧問 二名

會長 一名

副會長 一名

記録係 會長兼任

會計 副會長兼任

區長 若干名

副區長 若干名

第九條 各役員は正會員中より會員の互選により定むるものとす

顧問は役員會の決議により之を推戴す

第十條 役員の任務左の如し

會長は本會を代表し諸般の會務を整理し總會又は役員會の決議事項を施行す

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは之を代理す

會計は會長監督の下に會費の出納を明記し之に關する諸帳簿を保管するものとす

正副區長は會長の諮問に答へ本會目的の進行に參畫し各受持區域を統理するものとす

第十一條 役員は任期は滿一ケ年とす但し定期總會に於て改選す

第十二條 會議を分ちて總會及役員會とす

定期總會は毎年四月開會す

第十八章 優良青年學校の實際

但し四月支障あるときは役員會は決議により期日變更をなす

臨時總會は開會の必要を生じたるとき之を行ふ

役員會は會長の必要と認めたるとき又は役員の請求により會長之を招集す

第十三條 特別會員は總ての役員會に出席するを得

第十四條 本會の事務所を會長宅に置く

補 則

第十五條 本則の改正・追加は總會の決議によるものとす

但し出席人員過半数の同意を要す

(9) 入學出席獎勵

○入學獎勵 入學に就ては市長より該當者へ入學すべき通知狀を配達し學校に於てはその臺帳寫により之を町別に分別印刷し自治會生徒は各町毎に一齊に此の印刷名簿を標準として精細の調査を行ひ、指導員と協力して保護者及當人に入學方勸誘を行ふ爲めに父兄保護者の理解と本人の自覺により入學歩合は著しい向上を見せてゐる。

○出席獎勵 出席については訓練學科日割表に出席の都度捺印して持ち歸らせ、毎月缺席者統計表を作製し之により自治會員は家庭訪問を行ひ出席の勸誘を行ふ、尙別に通學班毎に出席歩合をとり各班の競争的出席を獎勵し訓練日には各班毎に生徒相誘ひ整列して通學することにし、學年末に於て精勤者には校長より精勤賞を授與する。

尙出席良好にして學業亦優秀他生の模範とするに足る者は市長の表彰を仰ぎ、時に缺席者數多き生徒につきては生徒役員に事情を調査せしむる外校長指導員家庭訪問を行ひ實情を調査する。
次に從來の入學及び出席の情況を示せば左表の如くである。

一番町青年學校入學出席一般情況

種 別	大正十 五年度	昭和二 年度	昭和三 年度	昭和四 年度	昭和五 年度	昭和六 年度	昭和七 年度	昭和八 年度	昭和九 年度	昭和十 年度
入 學 歩 合	、五	、七〇	、三	、八	、五	、六	、六	、九	、九	、九
出 席 歩 合	、五	、三	、三	、六	、六	、三	、九	、六	、八	、八

(10) 生徒身體検査

青年學校斷を置き疾病其他負傷の治療を受けさせ年度始めに於ては一齊に身體検査を施行する。検査票は二種類としいづれも六年間使用の表にしては學校に保存し、一は生徒をして結果を記入保存せしめ健康發育考察の資に供し且つ保健衛生上の注意を促す。

生徒用小票は次の如きものを用ふる、

(11) 設備狀況

A、青年、校事務室

青年學校専用の一室を設け青年學校の事務を執るに便ならしむると共に之を生徒の自學教室として出入を隨意にし青年學校備品一切を置く。自治會員は夜間來りて熱心に會務を執り生徒は自由に出入して銃器の手入をな

身體検査票

静岡市立一番町青年學校

氏名		身長	體長	胸圍	眼疾	耳疾	其他	體格	検査施行
年	月	年	月	年	年	年	年	年	月
一	年								昭和 年 月
二	年								年 月
三	年								年 月
四	年								年 月
五	年								年 月
六	年								年 月

し或は圖書を閲覽して自學をなす。

B、青年學校備品情況

設備未だ充分ならざるも逐年充實の計畫をなす。備品式の通り

指揮刀	一〇	訓練銃	八〇	訓練手旗	一〇〇
飯盒	六五	天幕	二	双眼鏡	一

C、教室及照明(平面圖参照)

教室一〇室 延坪二〇〇坪
 事務室一室 一〇、五坪
 教室一室二〇〇燭光 延二〇〇〇燭光
 屋外照明八箇所、一箇所、二〇〇燭光 延一六〇〇燭光

(12) 一番町青年訓練所修了生狀況

○本訓練所修了生

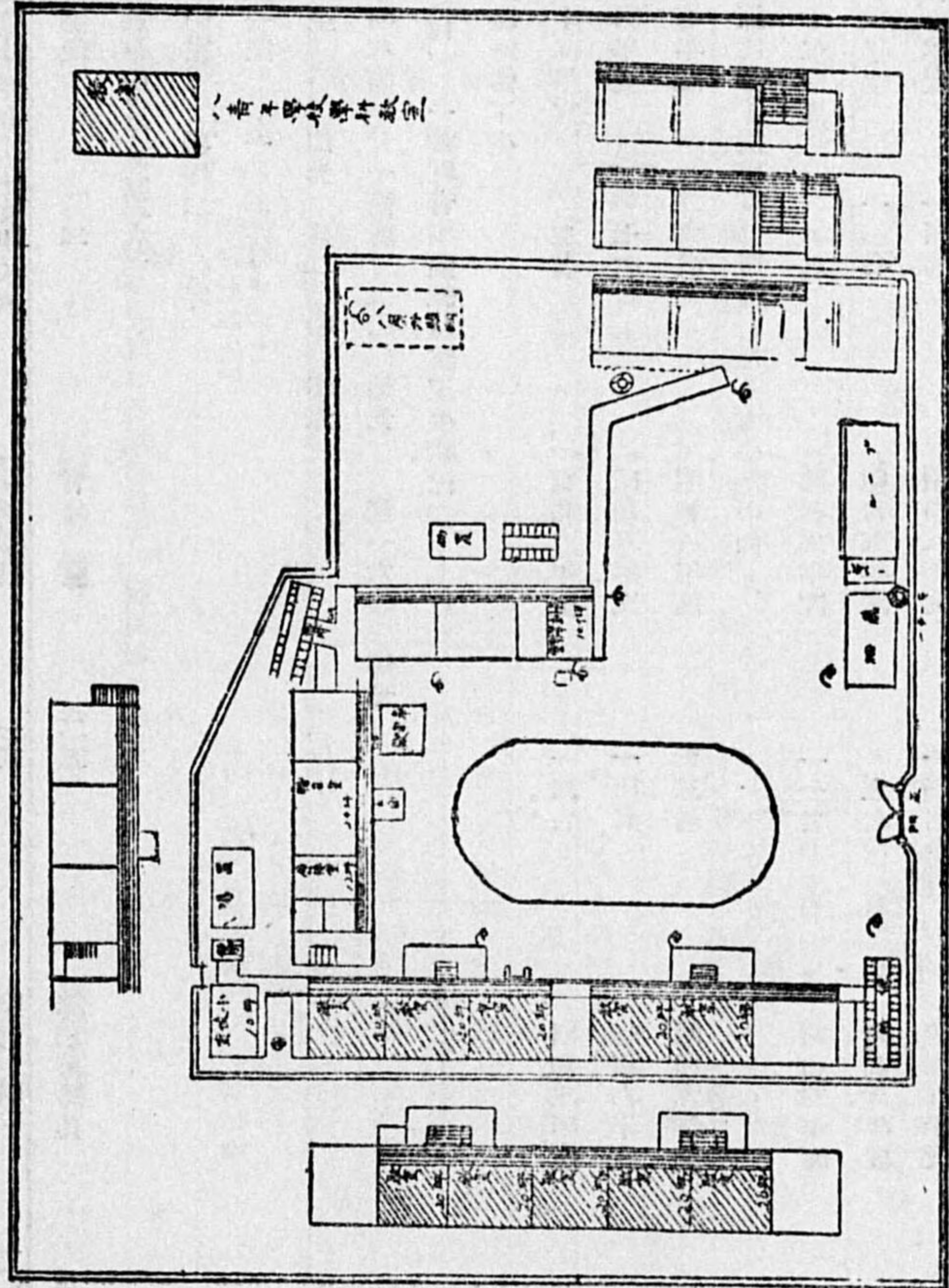
大正十五年度	五名	昭和二年度	一四名	昭和三年度	一七名
昭和四年度	一七名	昭和五年度	一四名	昭和六年度	一九名
昭和七年度	三九名	昭和八年度	五三名	昭和九年度	四五名
○本訓練所修了後現役に服役したるもの左の如し。					
大正十五年度	八名	昭和二年度	一一名	昭和三年度	一〇名
昭和四年度	一〇名	昭和五年度	九名	昭和六年度	一〇名
昭和七年度	一四名	昭和八年度	一四名	昭和九年度	一一名

第十八章 優良青年學校の實際

劍道防具	九	鼓隊器具	一式	喇叭	一〇
輕機關銃	二	背囊	二五	銃劍術防具	五

八	月七	月六	月五	月四	月
		廿七日 廿四日 廿一日		中旬	日
		音樂喇叭講習 聯合演習		入學神前報告祭	聯合
					事
					日
中旬	上旬	十五日	廿一日 十九日 廿日	廿二日 廿三日 廿九日	其他
辯論大會 (自治會)	役員會 (自治會)	武者大會 (自治會) 天幕旅行露營 (自治會) 夜行軍 (自治會)	生徒總會 (自治會) 傳馬青學對抗體育大會 (自治會) 在滿兵祈願祭 (自治會) 侍從御差遣記念日 (校長)	入學歡迎行軍 (自治會) 入學式 (自治會) 天長節 (校長)	

(13) 昭和十年度學校曆



青年學校經營の基調

月	廿一日	十五日	十日	廿三日	廿四日	月一十	月二十	月一	月二	三
	陸軍墓地參拜	體育大會 (自治會) 教練視察 (第三分會)	滿洲事變祈願祭 (自治會) 役員會 (自治會)	實砲射撃 職員總會	作品展覽會	一日 教練查閱 (聯隊區) 職員懇談會 招魂社參拜 入營兵送別會 (自治會)		一日 拜賀式 (校長) 十五日 武道大會	十一日 武道大會 卒業旅行	十日 陸軍記念日
	十五日 下旬	十日 下旬	十日 下旬	十五日 下旬	廿三日 廿四日	一日 中旬		一日 十五日	十一日 十五日	十日
	卒業式 (校長) 卒業生送別會 (自治會) 役員會 (自治會)	入學該當者勸誘 (自治會)								卒業神前奉告祭

第二 女子の訓練に就き

山形縣南村山郡瀧山青年學校

一、女子訓練勃興の機運

- 1、最近女子の氣風頹廢の傾向より見て
- 2、非常時訓練。必要により

右の各項により全國的にも女子の訓練を實施する所少なからず本縣に於ても各地にこの實際を見るに至りしこと。

二、女子訓練を始めたる動機

昭和八年、青訓教練査閲の際、本村女子補習學校生徒百三十名見學し、更にラジオ體操及び閱兵を受くる等を行ひ査閲官の激賞を受けたるを契機とし、女子の共同動作、公共訓練の必要を痛感し女子の訓練を計畫的に實施するに至りしこと

三、女子訓練の目標

- 1、女子健康の増進と精神の鍛鍊

2、公共人としての素質向上

特に公共精神、共同動作、責任、犠牲の觀念養成

四、我が校の施設(瀧山農業補習學校)

(一) 施設

1、教練の施行 徒手の教練に止まり、特に共同動作の演練に重きを置く

2、救急訓練

3、避難訓練

4、職業訓練 農業及家事の實習上の訓練

5、非常時接待訓練

6、奉仕訓練

7、銃後生活訓練

(二) 訓練機關

別に訓練の機關を特設することなく補習學校に於て行ふ。

(三) 訓練の組織

目下百三十名の生徒に更に若干の處女會員を加へて數班に分ちて行ふ。

(四) 訓練の時期

體操の時間及び召集時 補習學校の授業及實習による召集にして訓練のため特に召集するものに非ず)に行ふ、月割にしたる實施案を有す

(五) 準備

制服着用(補習學校女生徒特別の上衣にモンペ着用) 處女會袋携行

處女會には手拭褌處女會手帳「心の力」、運針用布、針及び糸、鉛筆等在中す

(六) 指導者

主として補習學校男女教員この任に當る。他に校醫、在郷軍人をも煩はすことあり。

(七) 檢閲

學期毎には學校長及び管理者、年一回は縣當局又は軍部の査閲を受けたき希望

(八) 他團體との聯絡

特に處女會及び青年訓練所との連絡を密にす。

(九) 實施上の主要注意

- 1、父兄保護者の十分なる理解を得たること。
- 2、身體の狀況を顧慮し強烈に失せざる様にすること。
- 3、各自に經費をかけぬこと。
- 4、生活化に努むること。

5、村民集合の際は可成實施して見學せしめること。

五、効果

- 1、精神的の效果は大いに見るべきものあること。
- 2、家庭に於ける救急法は大いに効果を奏しつゝあること。
- 3、青年訓練所の成績を向上せしむるに大なる力となりしこと。
- 4、火災等の際に頗る有力なる動作をなしたること。
- 7、諸動作秩序あり、機敏にして結果も良好なること。
- 六、今後の問題

各訓練事項につきましては詳細なる教範を作り、之によりて周到なる訓練を施すこと。以上

第三 施設 經營

||千葉縣安房郡會呂青年學校||

吳 彌太郎

一、要旨

青年學校令第一條の趣旨に遵ひて指導をなす。

二、方針

1、教育勅語、戊申詔書、精神作興詔書の御趣旨に基き徳性を涵養し、國家的觀念、國民道德の本義を明瞭に

らしめ責任を重じ實踐躬行以つて國民たるの責務を完ふせしむ

- 2、職業に必須なる實際的智識技能を養成し職業に對する勤勞趣味を體得せしめよき産業民たらしむ
- 3、日常生活に必須なる知能を増進せしめ訓練の生活化を圖ること
- 4、自治自立敬神尊祖相互扶助荒怠相誡等善良なる民風の醸成を期し村風の向上を計る
- 5、剛健なる體力を養成し堅忍不拔の精神を培ひ規律協同を愛好するの風を養ふ

三、訓練

- 1、學科教練の連絡を密にし青年心理を參考善用し、生徒の創造自發自治自營の習慣を尊びよく誘導し反弊練習し、効果を的確にし基礎を確實に築き上げるにつとむ。
- 2、自治會の活動を促誘し訓練の生活化を計る
- 3、反省自覺常に一步進展せしむるに努め懇切なる教育愛の發露によりて指導す

四、努力點

- 1、訓練の生活化
- 2、設備の充實
- 3、教練學科成績の向上
- 4、出寄留、入寄留者の入學受訓

- 5、視察研究、受講研究、内容充實
- 6、人格完成への精進
- 7、國民精神の作興

五、一般

A、教授日

- 1、第二本科は男女共通年とす
- 2、第一本科は男子のみとし毎土曜日(但六十月は休業)修公職業教練を配當す
- 3、祝日には國旗に對し分列行進をなす
- 4、普通學科は十一月より翌年三月迄夜間行ふ(但第一本科のみ)
- 5、門札を掛く
- 6、家庭環境の整理の中心となり活動す
- 5、夜間教練、行軍視察旅行教練研究會(部會及隣村と合同)を年數回行ふ

B、自治會

- 1、入學の斡旋内容の自發的充實を計る
- 2、部落班を設け常に協力して進展を計る
- 3、部落實習地を青年團產業園と協力設置し、實際方面の中心となりて活動す

4、活動資金を造成す

C、後援會

- 1、訓窓會(從來の青訓修了者によって組織す)
- 2、後援會(村内各種團體長役員生徒の父兄僱主有志者にて組織す)
精神的物質的援助をなす

六、職員

- 1、校長
- 2、助教諭 三名
- 3、指導員 拾名(内教練指導員四名)

ハ、後援會の中心となる

イ、教練指導員は分會長の推薦により選採す

ロ、野外演習射撃會演武會等は合同指導又は應援を仰ぐ

七、入學勸誘狀況

- 1、後援會員に依頼し村内適齡者の異動調査報告並に入學勸誘
- 2、學校主旨の普及周知につとめ、生徒の父兄會を開き其の他會合の機會ある毎に之が普及に力む
- 3、雇傭主に對し職員役場吏員及各團體役員之を訪問し入學を勸誘す

- 4、自治會員の勸誘（常人及父兄履傭主に）
- 5、入學生徒には門札を掛けしむること
- 6、一年分の訓導日割表を印刷配付し見易き所に掲せしむ
- 7、生徒の成績向上 生活及軍隊等に於ける好成绩を示し活模範を示す
- 8、精勤章を腕部に佩用せしむ精勤賞状を授與す
- 八、久彌團圓との連絡
- 1、郷軍分會
- 2、男女青年團
- イ、入學勸誘適合者の調査報告
- ロ、後援會員として有力なる活動をなす（設備研究會補助査閲接待等をなす
- 3、農會其他産業團體
- イ、職業科指導には其の後援を仰ぐ
- ロ、各産業團體の演習地試作地の經營には其の實行方面を支持す
- ハ、生徒實習經營の良苗の購入等の依頼
- ニ、販賣種苗圃の經營上の指導を受く
- ホ、品評會展覽會審査を依頼す

4、國防婦人會

- イ、各子弟を率先して入學せしめること
- ロ、用具購入事業費の寄贈
- 5、小學校
- イ、高男兒の教練 手旗練習等特に留意して其の徹底を期す
- ロ、青年學校に對する認識を確實ならしめ、進退節度儀禮等青學生を模範とせしめ卒業後の入學を必ずなましむるに努む
- ハ、職員の精神的並に物質的後援
- ニ、村内青學生に對する通信の仲介、其他

九、訓練生活化の指導要項

- （教練學課修公四大節訓誨等は豫定表には連絡を示し其の他必ず生活化に言及し具體事項を指適し反省と與へ諄々と倦まず倦まざらしむるに努むること
- 1、禮儀を正しくし責任を承んず、言語を明白にし應着着裝端正常に修養を怠らず人品を高尙にすべし
 - 2、起床食事作業休養就寢讀書修養會合等凡て時刻を確立し規律的生活を營むべし
 - 3、居室農具所什器衣類等清潔整頓に心掛くべし
 - 4、作業に付きては準備方法組織順序處理等周密なる計畫を樹て時間短縮率を進につとむべし

- 5、身體被服生活費の節約等虚飾を避け冗費を省き一意生徒たるの本分に精進すべし
 - 6、智識の充實豊富ならんことに力め和かなる感情の陶冶につとめ公正強固なる意志の鍛錬につとむる爲習書の習慣を行ふ可し
 - 7、快活にして沈勇進取的に且つ眞勇の指揮に努む
 - 8、正義公正なる自治を尙ぶ服従すべきは快然之に従ふべし
 - 9、相互扶助の友情協同團結衆議を公正厳正に批判しよく一致すべし
 - 10、自治會の提案決議は指導者に報告承認を受け従順之に服従すべし
 - 11、奉仕犠牲的行爲は進んで之を行ひ常に青年の意義を保持し純朴味を失はず風紀を善良ならしむべし
- 以上其他は各自人格向上の手段にして忠良なる國民善良な有爲なる村民生き甲斐ある個人完成への道程なることを徹底せしめ常に具體的事例の批判につとめ其の體驗による反省をなさしめ遠大の目的を考へ目前の誘惑に陥らざる様留意せしめ親切に訓育し反情を起さしめず其の方法に付きては青年の心理に立脚し感激感銘を與ふるにつとむ

十、經營上の苦心事項

青訓時代より今日に及ぶもの

- 1、入學(出席の勧誘)
- 2、指導員の選擇

- 3、雇傭工の理解及父兄村民の理解
- 4、教材選擇教授方法の研究
- 5、訓練の實際化生活化趣味化
- 6、生徒の自覺自治自奮自力自己活動の促進並に習慣養成
- 7、訓練の組織方法と土地の事情との關係考慮
- 8、施設の充實改善の方法
- 9、山村者入村者の入學勧誘
- 10、生徒修養上の活動資金造成。(主として勞力奉仕による資金にて)

第四 我が校の教育機構

——三重縣花岡町立高等公民學校——

柳原正男

一 教育指標



——聖旨奉體・教育報國——

二 教育綱領

- 一、國體觀念を明徴にし、國民道德を振作し生徒を實踐的に指導陶冶すること。
 - 二、教師は常に修養に力め、戮力協心徳化の效を感々大ならしむること。
 - 三、常に郷土を調査研究し、之に立脚して教育の實際化に努むること。
 - 四、學校生活に一層協同勤勞の實修を強調し、正しき社會人たるの教養に努むること。
 - 五、家庭社會並に校下各種團體との連携を緊密にし、生徒の校外生活指導に一段の努力を拂ふこと。
- 使命の自覺・夙夜淬礪——

三 勵行事項

- 一、教育は準備を周到にし結果の省察を怠らざること。
- 二、生徒の成績物は之を有効に處理すること。
- 三、實習、掃除其の他の作業は共働的指導的に行ふこと。
- 四、行事豫定を確立し、之が實行を期すること。
- 五、規定の實踐を期すること。
- 六、執務は眞摯的直截的なること。
- 七、用具の使用整理に注意すること。

八、事務の引續を嚴重にすること。

九、決裁を確實に經ること。

一〇、校書使用手續・圖書帶出手續を嚴重に行ふこと。

——至誠一貫・鞠躬盡瘁——

四 教育要領

1、教授

- 教材の郷土化實際化に力め、主眼の徹底を期すること。
- 各教材の聯絡に注意し、教材の研究教辨物の準備を怠らざること。
- 教師自ら自學的學習の精神を體し以て生徒に活模範を示し、共學同伴の態度を失はぬこと。
- 一齊指導と個別指導の調和を圖ること。
- 環境の整備創造に力め、其の學習を有效ならしむること。
- 生徒の自發活動を尊重すること。
- 生徒の經驗生活を豊富にすること。
- 機會教育を重んじ、國家社會の發生事項は適切に指導すること。
- 學習指導は常に生徒の實生活に基調し、且生徒心身の發達程度に留意し、個別的能力の伸展に努むること。
- 學習過程を重視し、學習態度の向上に努むること。

單なる概念的學習よりも直觀的作爲的の學習を重んじ學習能率の増進を圖ること。
創造力應用力の増大に力むること。
結果の省察に努むること。

2、訓練

國體觀念の養成國民精神の作興に努むること。
敬神崇祖の念を高むること。
躬行垂範教師の人格的感化を重視すること。
生徒の協同心團結心を啓培し、團體的訓練の基礎を鞏固にすること。
自治自裁の志氣を振起せしむること。
積極的訓練を重んずること。
犠牲的献身的精神の涵養に努むること。
生徒の作業を善導し勤勞の良習を養ふこと。
生徒の性行調査に不斷の努力を拂ふこと。
家庭との聯絡協調を圖ること。
環境の訓育的整備に留意すること。
檢閲制度の善用に力むること。

3、養護

生徒役員を有效活動せしむること。
身體の發育體力の増進を圖ると共に意志陶冶に努むること。
積極的體育を尊重すると共に、消極的體育をも肯んぜざること。
身體検査の結果を有効に利用すること。
生徒の身體的狀況には不斷の注意を拂ひ適當なる處置を怠らざること。
衛生思想の涵養に努むること。
學校の設備は絶えず改善補填して其の完全を期すること。
課外體育の善導家庭體育の獎勵に努むること。
學校醫との聯絡を緊密にし妥當なる方案を講究すること。
家庭との聯絡を密接にし生活改善に力むること。
學校衛生に關し法規の示す所は適確に之を嚴守すること。

——研鑽・思索・實踐——

五 教育分擔

一、總務部

學 校 長

主 要 事 項

所 屬 表 簿

學校長は校務を總理し職員を督勵し生徒教育一切の責に任じ左の事項を掌るものとす。

- 一、御影並に勅語詔書謄本安置保護に關する件
- 二、職員の統督指導に關する件
- 三、學級編成及教員配置に關する件
- 四、職員の校務分掌に關する件
- 五、職員の進退及勤務に關する件
- 六、職員の出張に關する件
- 七、職員の事務執行を檢閲する件
- 八、職員提出の願書届書類の受付の件
- 九、生徒の就學出席に關する件
- 一〇、生徒の入退學に關する件
- 一一、生徒の卒業及修業認定に關する件
- 一二、生徒の賞罰に關する件
- 一三、生徒の照會證明に關する件

學校教育經營

御影奉伺簿

學校一覽表

職員履歷書

學事年報

視察簿

出張命令簿

職員願書届書綴

証書授與錄

褒賞授與錄

文書貯金箱

役員任命簿

校 規

- 一四、生徒役員の任免に關する件
- 一五、生徒を調査檢閲する件
- 一六、全校生徒(又は其の一部)を校外に引率する件
- 一七、校規を制定改廢する件
- 一八、臨時休業又は臨時開校に關する件
- 一九、授業時間の臨時増減に關する件
- 二〇、授業時間の始終の變更及伸縮に關する件
- 二一、校地校舎の配置に關する件
- 二二、教授細目に關する件
- 二三、教授時間の配當に關する件
- 二四、教育豫算及物品購入の決裁に關する件
- 二五、全校の會合に關する件
- 二六、集合教訓に關する件
- 二七、保護者召集に關する件
- 二八、使丁に關する件
- 二九、校務全般に關する一切の件

- 三〇、校印保管に關する件
- 三一、學校を代表して諸官廳諸團體諸學校及保護者と交渉並に文書往復の件
- 三二、秘密に關する件

首席教員

首席教員は學校全般の事務に注意し各主任係當番の連絡統一を圖り左の事項を掌る。

- 一、職員室の規律整頓に關する件 請内規綴
- 二、職員會の會務に關する件 職員會記録
- 三、職員の當番勤務に關する件
- 四、學校長不在又は事故ある時は其の代理をなす件

(首席不在又は事故ある時は順次其の次席之が代理をなす)

二、教務部

教務部長

教務部長は指揮を學校長に受け副部長と協議提携して各主任を統督し生徒教育の統一を圖り左の事項を掌る。

- 一、教授時間割に關する件 教授時間割表
- 二、教科書の供給に關する件

三、教案に關する件

- 四、學用品に關する件 學用品調査簿
- 五、補缺教授に關する件
- 六、研究會に關する件 研究會記録
- 七、學績考查に關する件
- 八、生徒役員の指導に關する件
- 九、學藝會運動會展覽會品評會に關する件 同諸記録
- 一〇、遠足旅行に關する件 遠足旅行記録
- 一一、諸行事案の調製に關する件 行事豫定表
- 一二、教務に關する告示傳達及立案に關する件

學級主任

學級主任は指揮を學校長(又は教務部長)に受け教科主任校外監督主任と連絡して擔任學級生徒教育の任に當り左の事項を掌る。

- 一、學級經營に關する件 學級經營錄
- 二、教育豫定案作製の件 成績考查簿
- 三、教授案作製の件 教授案

青年學校經營の基調

四九八

- 四、擔任學級生徒調査の件
- 五、擔任學級生徒の出席狀況調査の件
- 六、擔任學級生徒の監督養護の件
- 七、擔任學級生徒保護者との連絡
- 八、教室の秩序整理保管清潔及採光通風保温に關する件
- 九、擔任學級生徒の弔慰に關する件
- 一〇、教授細目時間割等の變更に關する稟議の件
- 一一、學級備品の保管に關する件

個性調査簿

生徒出席簿

學級日誌

兒童出席表

教授細目

學級備品目錄

教科主任

教科主任は指揮を學校長（又は教務部長）に受け學級主任と連絡して左の事項を掌る。

- 一、擔任教科目に關して全校の統一を圖ること
- 二、擔任教科目に關し教材の研究發表をなすこと
- 三、擔任教科目に關し新學說の紹介をなす件
- 四、擔任教科目に關して教法を研究し其の改善を圖ること
- 五、擔任教科目に關し教授細目を立案する件
- 六、擔任教科目に關する教辨物圖書の整備改善を圖ること

研究發表綴

教辨物調査簿

校外監督主任

校外監督主任は指揮を學校長（又は教務部長）に受け監護當番保護者と連絡して左の事項を掌る。

- 一、擔當區域内生徒の監督及調査の件
- 二、擔當區域内家庭との連絡の件
- 三、擔當區域内生徒自治會指導の件
- 四、擔當區域内生徒役員指導の件
- 五、擔當區域内に通信物配布の件
- 六、擔當區域内の人情風俗習慣言語生活狀態等を調査し其の改善を圖る件

校外監督簿

生徒名簿

庶務部

庶務部長

庶務部長は指揮を學校長に受け副部長と協調して各係を統督して事務の統一を圖り左の事項を掌る。

- 一、整理保管の統一に關する件
- 二、各種臺帳整理の檢閲に關する件
- 三、整理保管方法の研究調査立案に關する件
- 四、整理區域の秩序清潔整頓を監視する件
- 五、清潔法執行區域の區分に關する件

整理區域圖表

第十八章 優良青年學校の實際

四九九

青年學校經營の基調

- 六、掃除配當に關する件
- 七、掃除川具に關する件
- 八、生徒校内秩序に關する件

五〇〇

掃除配當表
掃除川具表

學籍統計係

學籍統計係は指揮を學校長（又は庶務部長）に受け左の事項を掌る。

- 一、生徒入退學の手續に關する件
- 二、學籍に關する文書の處理保管に關する件
- 三、學籍簿整理に關する件
- 四、就學及缺席生徒督促に關する件
- 五、學事調査表學校一覽表の調製
- 六、月末學年末統計に關する件
- 七、卒業及進級者名簿に關する件
- 八、所屬諸表簿の整理保管件

入退學願書綴

學籍簿

生徒出席簿

學校一覽表

月末統計表綴

備品係

備品係は指揮を學校長（又は庶務部長）に受け左の事項を掌る。

A、校具教具係

- 一、校具教具の整理保管の件

校具教具臺帳

- 二、臺帳と現品照合の件

- 三、校具教具の設備改良に關する件

- 四、校具教具の調査報告に關する件

- 五、校具教具共の他品置場の整理整頓に關する件

- 六、校舍校具の簡單なる管轄に關する件

- 七、運動場校庭其の他の管理修繕に關する件

B、農具係

- 一、農具の整理保管の件

農具臺帳

- 二、臺帳の整理及臺帳と現品照合の件

- 三、農具の設備改善に關する件

C、圖書係

- 一、圖書整理保管の件

- 二、臺帳の整理及臺帳と現品照合の件

- 三、圖書貸與事務の件

圖書臺帳

圖書貸與簿

第十八章 優良青年學校の實際

五〇一

- 四、文庫事務の件
- 五、圖書に關する豫算下調の件
- 六、雜誌廣告の整理保管の件
- 七、公報の編綴新聞紙の處理に關する件
- 八、法規加除の件

風紀衛生係

- 風紀衛生係は指揮を學校長（又は庶務部長）に受け學校醫學級主任校外監督主任と連絡して左の事項を掌る
- 一、身體検査に關する件
 - 二、唾壺に關する件
 - 三、便所衛生に關する件
 - 四、飲料水に關する件
 - 五、疾病負傷の救急に關する件
 - 六、醫療藥品器具材料の整理保管の件
 - 七、生徒の容儀服裝に關する件
 - 八、諸儀式會合等の時の指揮に關する件
 - 九、校地校舎の清潔及掃除器具の整理保管の件

身體検査表

一〇、衛生に關する諸報告の件

- 一一、傳染病の豫防消毒に關する件
- 一二、衛生費豫算下調の件
- 一三、遺失物拾ひ物に關する件
- 一四、校外監督に關し主任と連絡の件

傳染病患者名簿

校內販賣係

校內販賣係は指揮を學校長（又は庶務部長）に受け各學級主任教科主任及本町産業組合商工會と連絡して左の事項を掌る。

- 一、學用品の調査研究選定をなすの件
- 二、生徒の係員を指導して學用品の仕入及販賣をなすの件
- 三、關係諸帳簿の整理保管に關する件

關係諸帳簿

文書係

文書係は指揮を學校長（又は庶務部長）に受け左の事項を掌る。

- 一、公文書の淨書に關する件
- 二、各種表札類の淨書に關する件
- 三、法令公報拔萃公文書類の改纂編綴の件

公文書綴

學事關係公報綴

青年學校經營の基調

五〇四

- 四、證書及褒賞授與録記入の件
- 五、寄附臺帳記入の件
- 六、其の他臨時書寫に關する件

寄附

會計係

會計係は指揮を學校長に受け收入役と連絡して校費使用の統一を圖り左の事項を掌る。

- 一、購入手續の件
- 二、購入品の受取並に傳標整理保管の件
- 三、代金仕拂手續の件
- 四、職員會計の件

職員會計簿

當番勤務

週番教員

週番は指揮を學校長に受け各主任係と連絡して月曜より日曜に至る一週間左の事項を掌る。

監護日誌

- 一、生徒の監護訓練に關する件
- 二、時間及號鐘に關する件
- 三、朝會の指揮に關する件
- 四、生徒役員の指揮督勵に關する件

- 五、使丁の監督に關する件
- 六、清潔整頓の檢閲に關する件
- 七、一般生徒への傳達に關する件
- 八、揭示に關する件
- 九、日誌記入の件
- 一〇、郵便物受授の件

學校日誌

- 一一、到達文書發送文書の處理に關する件
- 一二、來校者の應接案に關する件
- 一三、會議室の設備及整理の件
- 一四、戸締に關する件
- 一五、其の他臨時の事務に關する件

參觀人名簿

當直教員

當直教員は指揮を學校長に受け使丁生徒當番を督勵して左の事項を掌る。

- 一、御影勅語詔誓の奉護に關する件
- 二、校舍校地校具の取締に關する件
- 三、火災盜難の處理に關する件

第十八章 優良青年學校の實際

五〇五

- 四、到達文書の處理に關する件
- 五、鍵函印函の保管に關する件
- 六、其の他臨時事務に關する件
- 五、使丁事務

使丁は職員の命令指揮を受けて左の任務に當るものとす。

A、始業前

- 一、玄關・應接室・職員室・宿直室の掃除整頓をなす事
- 二、戸開け
- 三、火鉢の火入
- 四、飲料水の煮沸

B、授業中

- 一、昇降口の整頓
- 二、振鈴
- 三、湯茶の配付及取下げ

C、放課後

- 一、小使室の掃除器具の手入
- 二、唾壺の清掃
- 三、火鉢の取片付及火の後始末
- 四、戸締り

- 五、夜具干(日曬)

D、其の他

- 一、室直教員の用辨
- 二、水汲み
- 三、臨時の用務

——責任・眞劍・實行——

六、訓練

一、訓練方針

生徒の個性と環境とに留意し、家庭社會と聯携して自治協同の精神を養ひ、純潔高雅なる感情と堅實鞏固なる意志とを陶冶し勤勞を通して人格の完成に精進し以て國家社會に貢獻せんとする公民的自覺を與へんとす。

二、訓練に對する態度

生活と訓練……生活即訓練

實習と訓練……實習即訓練

教授と訓練……教授即訓練

教育即訓練・教化即徳化の實現

三、校訓

勤勞

奉公

四、日訓

希望に起き、歡喜に働き、感謝に眠る。

五、月訓

月 男生徒

女生徒

四	月	親愛	親愛
五	月	共同	共同
六	月	勤勉	勤勉
七	月	進取	温雅
八	月	自治	自治
九	月	規律	規律
十	月	公正	寬恕
十一	月	剛健	質素
十二	月	感謝	感謝
一	月	恭敬	禮讓
二	月	克己	節操
三	月	奉仕	奉仕

六、訓練月曆

- 一日 講堂教訓——月訓の取扱
- 三日 畝傍御陵遙拜——校庭より
- 十日 國民精神作興詔書記念訓話

十三日 神社參拜(月次祭當日)——農場生産物供饌

廿二日 令旨拜戴記念訓話

廿五日 多摩御陵遙拜——校庭より

三十日 桃山御陵遙拜——校庭より

七、其の他主なる訓練施設

- 一、朝會——毎日始業前十五分間(皇居・神宮遙拜・訓話・體操)
- 一、祝祭日訓話——舉式の場合に當日、其の他は前日
- 一、勅語・詔書記念式——勅語詔書の奉讀並に訓話
- 一、國民記念日訓話——當日又は前日
- 一、神饌田設置——神宮・氏神へ供饌
- 一、偉人懺仰——東郷元帥・乃木大將・本居宣長・二宮尊徳
- 一、流汗鍛鍊——強行軍・炎天作業・劍道土用稽古
- 一、勤勞奉仕——社寺奉仕・社會奉仕・學校奉仕
- 一、校外生活指導——通學班・自治會
- 一、各種強調週間(デー)實施

八、生徒心得

- 一、勅語、詔書の聖旨を奉體し、其の實踐に力むべし。
- 二、愛郷の精神を作興し、郷土文化の建設に貢献すべし。
- 三、公益を重んじ、私利私欲を排し共存共榮の實を擧ぐべし。
- 四、理想を確立し之を實現すべく不斷の努力をなすべし。
- 五、質素を旨とし勤勞を尊び自己の心身を鍛錬すべし。
- 六、思索を重んじ體驗を通じ生活の深化を期すべし。
- 七、言行を慎み品性を高め人格の向上を圖るべし。
- 八、意志を鞏固にし誘惑を斥け惡習に染まざるやう心掛くべし。
- 九、學友間の親和を圖り互に誘掖善導して善良なる校風を發揚すべし。
- 十、常に衛生に注意し身體の健康を保持すべし。

七、各科教育

一、修身科

A、要旨

本科は教育に關する勅語の趣旨に基き道德上の思想及び情操を涵養し日常道德並に職業道德の實踐射行を勸奨するを以て要旨とす

B、要領

- 1、皇室に對する敬虔心國家に對する奉仕の念敬神崇祖の美風を振興すること
- 2、建國精神の發揚武士道の鼓吹に力むること
- 3、道德の中心を職業生活に置き特に勤勞を愛し質實を尙ぶ美風を作興し産業公民として適切なる道德の指導をなし濟家治村の實を擧げしむること
- 4、活社會の出來事は敏速に捉へて教授の資に供し嚴正なる道德的批判を加へ社會改善の先驅者たるの覺悟を持たしむること
- 5、郷土の人情風俗は常に能く之を調査し適切なる改善指導の筈を講ずること
- 6、潑刺たる青年の意氣を揚げ生徒の人格を尊重して自重自信の念を高め自主自律の精神を鼓舞すること
- 7、訓練作法と相俟つてその實踐の獎勵誘導に力むること

二、公民科

A、要旨

1、本科は社會完成の爲に社會と政治經濟に關する知識を授け徳操を涵養し之を實際生活に實現せしむるを以て要旨とす

B、要領

2、善良なる公民として必要な根本的徳性を涵養する爲常に國民道德に結び付け道德實踐の教訓と化する

るやう努むること

3、公民生活それ自體を十分理解せしむる爲事例を日常生活に於ける經驗の範圍に求め理論に偏せずその理解を容易にし尙且生徒に興味を感ぜしむる様努むること

4、公民生活上必要なる社會的觀念を養成する爲日常學校生活に於ける自活共同の生活を利用してその修鍊をなさしむること

5、常に職業科目其の他の教科目を聯絡裨補して教授すべきこと

三、教育科

A、要旨

本科は家庭教育に關する知識の一般を得しめ兼て母たるの精神を養ふを以て要旨とす

B、要領

1、人間にとりては最初の學校は母の胎内であり、最初の教師は母であり、しかも最上の教師も亦母たることを自覺せしむること

2、母性の力は社會改造の原動力であり、母性は教育の根底たることを悟らしむること

3、自己の虛榮心のために尊き母性愛の發動を妨げざる様注意すること

4、特に子供を知るの明知と教育的理性の啓發に留意すること

5、教育を功利的打算的に眺め又愛に溺れるの弊に陥れざること

四、國語科

A、要旨

本科は普通の言語日常須知の文字及文章を知らしめ、正確且自由に思想を發表する能を得しめ兼て農村生活及國民生活に必須なる知徳を啓發するを以て要旨とす

B、要領

a 講讀科

1、國語は國民の思想感情の交換機關たるを以て國民の普通に使用する言語文字文章を了解せしめ之に依りて他人の思想感情を理解し且つ自己の思想感情を正確に且つ自由に發表し得る能力を得しむること

2、文章を理解することによつて國民精神を涵養し人格を修養し識見を擴張して農村生活及國民生活の充實をはからしむること

3、讀書の快感を體得せしめ讀書趣味と習慣の向上に努めしむること

4、眞に讀むことの意義を了解せしめ文章の研究法を指導して常に自主的に讀むことの態度を達成せしめ特に國語國文の何たるかを會得せしめること

5、文章の鑑賞を重んじ創作の動機を誘起し綴方との綜合的聯絡に努め文學趣味の涵養に資すること特に農村文藝の趣味を助長して生活の充實を計ること

6、補充文を與へて公文書行草體の文句俗字略字の讀解力を與ふると共に、職業的知識を豊富ならしむること

P 作文科

- 1、自己の思想感情を正確に且つ自由に表彰するの能を得しむること
- 2、自然と人生に對する觀照の態度を養ひ發表趣味の増進に努むること
- 3、自己生活の成長發展の爲に自己内心の要求として作文せしむること
- 4、藝術の評價より見て文の内容を流るゝ作者の思想は社會的及人間の理想に合致したるものたること
- 5、記述の形式は周到明確精細純粹穩當なることを要求すること
- 6、實用的文章を綴らしむることに力むること
- 7、自己推敲を重んじて綴り能力の自發伸展に努むること
- 8、鑑賞批判力を養ひ創作品に對する理解力を得しむること
- 9、創作表現の指導は必ずその根底たる生活指導に始め觀照生活の深化に努むると共に作文力を進展せしむること
- 10、別個的能力の指導を重視すること

C 習字科

- 1、自覺 基く模倣的生活動性を根底として自ら筆法を體得せしめ美的に迅速に且つ正確に書く能力を得

しむること

- 2、揮毫の快感を味はしめ精神的統一の修練に努むること
- 3、獨自練習の態度を練成して各自の個性趣味に適したる技能的創造力の發展を藝術趣味の涵養に努むること
- 4、應用的練習を重視すること

五、數 學 科

A 要 旨

本科は日常の計算殊に職業に必要な計算に習熟せしむると共に生活上必要な經濟的知識を與へ兼て思考を正確ならしむるを以て要旨とす

B 要 領

- 1、暗算の練習に努め實驗實測の習慣を養ふと共に概算概測の能を練ること
- 2、敏捷簡便に日常の用を辨ずるを目的とし特に珠算を重視して充分練習すること
- 3、生活上必須なる經濟的の知識を授與し特に實業科と聯絡を保ち直に探つて實生活の應用をなさしめ一面趣味の喚起に努むること
- 4、經濟上の各種の利害計算をなさしめ能率の増進に努むること
- 5、諸種の統計及圖表を利用すると共に生徒をして之に注意せしむる習慣を養ふこと

六、歴史科

6、簡易なる農業商業簿記及家計簿記の記帳に慣れしめ收支を明にする習慣を養ふこと

A 要旨

本科は歴史上重要な事蹟を知らしめ社會の變遷文化の由來の概要を理解せしめ兼ねて公民たるの性格養成に資するを以て要旨とす

B 要領

- 1、建國體制の概要を知らしめて皇室の尊嚴と國體の特質とを力説し國民的自覺を促すこと
- 2、歴代天皇の御聖徳を教ふることによつて崇敬の念を陶冶し國家の爲には身命を捧げて惜しまざる精神を涵養すること
- 3、國家經濟の發達を述べて今後國民として向ふ所を知らしむること
- 4、社會の變遷文化の由來の梗概を授けて我が國文化の特質を明かにすると共に將來益々増進する精神を養ふこと
- 5、忠良賢哲の事蹟を知らしめて其の徳に感じ國家の爲に盡瘁して天壤無窮金甌無缺の國家を擁護せんとする志操の涵養に力むること

七、地理科

A 要旨

本科は我が國と重要な關係ある諸外國の國勢及地球の表面並に人類活動の状態を知らしめ兼ねて我が國勢を理解せしむるを以て要旨とす

B 要領

- 1、六大洲の地勢氣候區劃交通等の概略より進み本邦との關係に於いて重要な諸國の地理概要を授くること
- 2、地球を一天體として研究せしめ地球の表面並に人類生活の状態を知らしめることにより世界に於ける我國の地位を理解せしむること
- 3、常に我が國勢の理解を目標として教授すること
- 4、地圖挿繪等は充分に活用し生徒をして作業的學習をなさしむること
- 5、郷土地理は教科書の教材指導中織込まれて取扱はるべきは勿論なるも特に生徒の力に應じたる郷土地理研究及び指導をなすべきこと

八、理科

A 要旨

本科は通常の天然物及び自然の現象に關する知識の一般を得しめ其の相互及び人生に對する關係の概要を理解せしめて日常生活並に職業生活の上に資せしむると共に自然親愛の心情を養ひ工夫創作利用厚生を念を旺ならしむるを以て要旨とす

B 要 領

- 1、日常生活並に職業に關係深き教材を重んずること
- 2、科學的陶冶を重んじ生活と職業を科學的に改善せしむる素地を養ふこと
- 3、自然を探究してその神秘なる境地に接觸せしめ常に敬虔の念と自然愛好の精神とを啓培すること
- 4、實業科家事科との聯絡を密接ならしむること

九、圖 畫 科

A 要 旨

本科は正確なる觀察力表現力を鍊磨して美的創作力を確立し鑑賞眼を高め兼て人格の陶冶に資するを以て

要旨とす

B 要 領

- 1、美の生活化を重視し美に對する理解鑑と賞眼を深めること
- 2、特に實用的方面を重んじ圖案製圖等を力めて加味すること
- 3、郷土の美的研究を怠らぬこと
- 4、純粹繪畫美の味解とこれが表現にも留意すべきこと
- 5、日本畫的表現については適當なる指導をなすこと

一〇、音 樂 科

A 要 旨

本科は平易なる歌曲を唱ふことを得しめ音樂鑑賞力を附與し兼て音樂力を啓培するを以て要旨とす

B 要 領

- 1、純美なる歌詞歌曲を美的に唱誦し、音樂的情操を陶冶すること
- 2、社會の現狀より考へ鑑賞力を充分に養ひ音樂批判力を附與すること
- 3、歌詞は高尚にして生徒の生活に適切なるものを授け充分練習せしめて生徒のものたらしむること即ち既習教材反覆練習を重んずること
- 4、歌謠態度の完成と歌謠的技巧の熟達を目標にすること
- 5、出來得れば輪唱重音唱歌をも取入れて指導すること
- 6、男女の性別を充分考慮して指導に當ること

一一、體 育 科

A 要 旨

本科は生徒身體の自然的發育を助長し動作を機敏ならしめ態度を訓練して身心の健康を保護増進し兼て規律共同等の道德的良習を養ふを以て要旨とす

B 要 領

- 1、最後の發育期なるを以て充分に而も正しく發育せしむべきやう努力すること

- 2、日常生活より受くる不_レ姿勢及び偏頗なる發育を矯正し身體の最大能力を發揮し得るやう指導すること
- 3、調齊的訓練を重んずること
- 4、身體的鍛鍊に加ふるに、道徳的訓練を重視し、特に團體的訓練に意を注ぐこと
- 5、身體各氣管の構造と機能とを完全にし、眞の健康を欲求するの自覺を與ふること
- 6、教材は體操教練、武道何れにも偏せず形式外形に走らず根本精神の訓練を重んずること
- 7、衛生に對して正しき理解を持たせ健康を増進せしむること

二二、家事科

A 要 旨

本科は家事に關する一般の知識技能を得しめ趣味の向上と郷土の風習の改善を圖り勤儉の美德を養ひ女子の本分を完うせしむるを以て要旨とす

B 要 領

- 1、實用を旨とし實生活に適切なる知能を啓發すること
- 2、現在の家庭生活を科學的趣味的に改善し得る能力を養ふこと
- 3、經濟的_レ生活の覺醒を促し出づるを量りて入るを増すの方針たらしめること
- 4、家事に精勵し勤勞節約の美風を養成すること

- 5、特に清潔衛生を重んじ生徒を通じて一般家庭に普及せしむること
- 6、規律秩序殊に時間經濟の觀念を養ふこと
- 7、常識の修養をなさしむる機會を與へ之が指導をなすこと
- 3、敬虔の念を涵養し敬神崇祖の實を擧げ家庭和樂の中心となりて家政を司るの覺悟を養成すること
- 9、特に理科農業科教育科裁縫科との聯絡を密接にすること

二三、裁縫科

A 要 旨

本科は通常衣類の裁ち方、縫ひ方、繕ひ方等に習熟せしめ、裁縫の趣味と節約利用の精神を養ふを以て要旨とす

B 要 領

- 1、現代農村家庭を中心として教材の選擇をなすこと
- 2、學習中は女子としての作法を守り精神の統一をはからせること
- 3、技術の模倣にのみならず衛生上、經濟上、能率上より改良點を工夫創作するの能を得しめること
- 4、精確緻密を尊び美的情操を陶冶し品性の向上を圖ること
- 5、節約、利用、秩序、整頓の習慣を養ひ家庭經濟に留意せしむること
- 6、保健上、容儀上より衣服の價値を批判し農村女性としての實用的な服裝觀を持たせること

7、家事科との聯絡をはかること

一四、手藝科

A 要旨

本科は實用趣味に通ぜる手藝品を製作することにより美感を養ひ兼て廢物利用工夫創作の態度を養ふを以て要旨とす

B 要領

- 1、材料は安價にして得易く農村に適當なるものを選びて流行を追はぬこと
- 2、材料、手技ともに生徒の工夫考案を重んずること
- 3、手藝品の鑑賞批評を重視し色彩觀を練り意匠力を向上させること
- 4、圖畫科との聯絡を圖ること

一五、作法科

A 要旨

本科は日常生活に於ける坐作進退を高尙優雅ならしめ品位ある婦人たらしむるを以て要旨とす

B 要領

- 1、主に郷土家庭を中心として日常實踐すべき作法の一般を指導すること
- 2、學校生活と家庭生活とに聯絡をとること

一六、農業科

A 要旨

本科は農業に必須なる知識技能を授け以て其職業を改善せしめ農民的精神陶冶をなし農業の國家に對する地位を知らしめ自己の職業によつて國家に奉仕するの信念を與へ農村文化の進展に貢獻するの素質を養ふを以て要旨とす

B 要領

- 1、校下農業の狀勢を詳に研究し特に改善助長を要する點につき力説指導すること
- 2、情意主義の教育を重んじ、職業の趣味化、道德化、宗教化に努むること
- 3、自學主義の教育を重んじ研究的創造的態度の養成に努むること
- 4、他教科との聯絡を密接にし其の應用を自在ならしむること
- 5、農業の歴史を辿り國家社會に對する農業の位置を覺らしめ以て農民的自覺を與ふること
- 6、學科教授に於ては業務的知識の授與に偏せず皮相的學者乃至は口舌家の養成に墮せず確固不拔の根本的精神を養ひ農人人格の向上に努力すること
- 7、實習教授を重んじ學理と實際との結合能動的な農民的農民の養成に努むること

- 8、經濟的觀念を養成し一個の農民としての經營才能を養成すること
- 9、環境の整理利用に努ること

一七、商 業 科

A 要 旨

本科は商業に須要なる知識技能を授け商業に對する正しき觀念を與へ兼ねて社會的經濟的の常識を養ひ勤勉敏捷にして信用を重んずるの習慣を養ふを以て要旨とす

B 要 領

- 1、郷土に即せる教育を強調し具體的實際的教材を重んずること
- 2、生徒の直觀に訴へ實地指導によりて適確なる知識の受領に努むること
- 3、自學自習を重視し生徒の研究力構想力の涵養を圖ること
- 4、他教科との聯絡を密にしその應用を自在ならしむること
- 5、教授に當りては學習に泥まず體驗を尊重し實務の習熟に努むること
- 6、商業道德に關しては特に留意し教授すること

八、公立青年學校花岡町立高等公民學校則

第一章 總 則

第一條 本校は青年學校令に依り男女青年に對し其の心身を鍛鍊し徳性を涵養すると共に職業及實際生活に須要

なる知識技能を授け國民たるの資質を向上せしむるを以て目的とす

第二條 本校は三重縣飯南郡花岡町大字大黒田字下野三八三番地に設置し公立青年學校花岡高等公民學校と稱す

第二章 科並に教授及訓練期間・休業日

第三條 本校に普通科及本科研究科を置く

第四條 教授及訓練期間を左の通定む

	普通科		本科	
	男	女	一部二年	一部四年
研究科	二年	二年	二年	二年
普通科	二年	二年	二年	二年

第五條 休業日を左の通定む

- 一、一月一日、日曜日及昭和二年勅令第二十五號に依る休日たる祭日、祝日
- 二、學校所在地氏神祭日
- 三、學校創立記念日

四、夏季休業(七月二十一日より八月三十一日までの間に於て三十日間)

冬季休業(十二月二十六日より翌年一月七日まで)

學年末始休業(三月二十五日より四月二日まで)

五、生徒の家庭の業務繁忙なる季節に於ては前項の規定に拘らず臨時に休業することあるべし

第三章 教授及訓練科目、課程並に其の時數、教授及訓練季節

第六條 普通科の教授及訓練科目は男子に在りては修身及公民科、普通學科（國語・數學・歴史・地理・理科・圖畫・音樂）職業科（農業・商業）並に體操科とし女子に在りては修身及公民科、普通學科（國語・數學・歴史・地理・理科・音樂）職業科（農業・商業）家事及裁縫科並に體操科とす

本科の教授及訓練科目は男子に在りては修身及公民科・普通學科（國語・數學・歴史・地理・理科）職業科（農業・商業）並に教練科とし女子に在りては修身及公民科、普通學科（國語・數學・歴史・理科・音樂・教育）家事及裁縫科並に體操科とす

研究科の教授及訓練科目は男子に在りては修身及公民科、職業科並に教練科とし女子に在りては修身及公民科並に家事及裁縫科とす

第七條 各科の各年に於ける各教授及訓練科目の教授及訓練課程並に其の時數は別表に依る

第八條 教授及訓練終始の時刻は季節に應じ學校長之を定む

第四章 課程の修了及卒業

第九條 普通科研究科の修了及本科の卒業は其の全課程に就き出席時數其の他平素の學習情況を參酌考査し學校長之を認定す

第十條 普通科又は本科の各教授及訓練科目の出席時數に就き第七條に規定する各教授及訓練科目の教授及訓練時數の當該科に於ける總時數の八割に達せざる者に對して 前條の規定に依る認定をなさざるものとす

前項總時數の計算に就ては男子本科に在りては普通學科及職業科の時數は之を通算す

各年の中途入學したる者及轉學したる者に對しては其の入學又は轉學したる時期を基準とし其の以後に配當したる時數を以て前二項の時數を算定す

第十一條 疾病其の他已むを得ざる事情に依り所定の教授及訓練を受くること能はざる者に對し之が補充を爲す時期に就ては學校長に於て之を定む

第十二條 普通科研究科を修了したる者には第一號書式の修了證書を本科を卒業したる者には第二號書式の卒業證書を授與す

普通科修了者及本科第一部一年の課程を了へたるものには其の希望により第三號書式の證明書を授與す

第五章 入學・轉學・退學及委託並に學校手帳

第十三條 本校に入學せんとする者は第四號書式の願書に第五號書式の履歷書を添へ保證人連署を以て學校長に願出づべし

第十四條 特別の事情ある爲他の青年學校より轉學せむとする者は第四號書式の願書に第五號書式の履歷書及青年學校手帳を添へ保證人連署を以て學校長に願出づべし

前項に依り提出したる手帳は學校長に於て調査を了したる後之を本人に還付す

第十五條 疾病其の他已むを得ざる事情ある爲退學せむとする者は其の事由を具し保證人連署を以て學校長に願出づべし

第十六條 生業其の他已むを得ざる事由に依り本校設置区域内に一月以上三月迄の期間に亘り滞留せむとするものにして委託に依る教授及訓練を受けむとする者は第六號書式の届書に青年學校手帳を添へ學校長に差出すべし

前項に依り提出したる手帳は學校長に於て調査を了したる後之を本人に還付す

第十七條 本學則に於て保證人とは其の親権者又は後見人を謂ふ但し保證人遠隔の地に居住するとき又は已むを得ざる事情あるときは學校所在地に居住する成年以上にして一家の生計を樹つる者を以て代理保證人を定め之に替ふることを得

第十八條 保證人又は代理保證人異動したるとき若は住所又は氏名を變更したるときは速に其の旨學校長に届出づべし

第十九條 學校長は保證人又は代理保證人を不適當と認めたるときは之を變更せしむることあるべし

第二十條 在學生徒には所定の青年學校手帳を交付す

前項の手帳には必要なる事項を記録するものとす

第六章 授 業 料

第二十一條 授業料は普通科及男子本科の第一部女子本科の町外生徒より徴收し他は之を徴收せず

但し全月授業を爲さざる月又は疾病其の他已むを得ざる事由により全月缺席したる者にして其の事由正當なりと認めたる月は之を徴收せず

第二十二條 授業料は月額町内生徒は金參拾錢町外生徒は金

とす

但し特別の事情ある爲授業料を徴收すること困難なるとき又は小學校令施行規則第八十條の二の規定に該當すと認むる者に就きては之を減免することあるべし

第二十三條 授業料は毎月二十日之を納付すべし但し當日休日のときは之を順次繰下ぐ

第七章 賞 罰

第二十四條 學修情況・性行其の他の成績他の模範とするに足る者は授業料を免除す

第二十五條 修學情況・性行・出席狀況其の他の成績他の模範とするに足る者は學校長之を賞與す

第二十六條 生徒其の本分を守らざるときは學校長に於て之を懲戒す

第二十七條 懲戒は戒飭謹慎停學とす

第八章 補 則

第二十八條 本則施行上必要なる細則は學校長之を定む

附 則

本則は昭和十年七月一日より之を施行す

本則施行の際現に従前の實業補習學校又は青年訓練所たる青年學校に在學する生徒に就きては青年學校令及青年學校令施行細則第五十七條の規定に依り年齢及素養を斟酌して之を本則に依る相當科の相當年に編入す

賞 罰

第十八章 優良青年學校の實際

一、年月日 何ノ廉ニ依リ何賞又ハ何罰ヲ受ク
右之通に候也

年月日

右氏

名印

第六號書式

委託届

私儀(何々ノ事由)ニ依リ何月何日ヨリ何月何日マテノ間御校ニ於テ教授及訓練ヲ相受度保證人)又ハ代理保證人)連署ヲ以テ此段及御届候也

年月日

本籍 道廳府縣郡市町村大字番地

現住所 道廳府縣郡市町村大字番地

滯留地 三重縣郡市町村大字番地(何某方)

在學校 道廳府縣郡市町村立何青年學校何科何年生

族籍 戸主又は何某何男女兄弟姉妹等

本人氏

名印

年月日生

本籍 道廳府縣郡市町村大字番地

現住所 三重縣郡市町村大字番地

族籍 父(母、後見人又ハ戸主)等

保證人(又ハ代理保證人)氏

名印

年月日生

公立青年學校花岡高等公民學校長氏名殿

第四號書式

入(轉)學願

私儀御校(普通)科第何年ニ入(轉)學志願ニ付御許可相成度別紙履歷書相添へ保證人(又ハ代理保證人)連署ヲ以テ此段相願候也

年月日

本籍 道廳府縣郡市町村大字番地

現住所 三重縣郡市町村大字番地

族籍 戸主又は何某何男女兄弟姉妹等

青年學校經營の基調

五三二

本人氏

年月日生

本籍 道廳府縣郡市町村大字番地

現住所 三重縣郡市町村大字番地

族籍 父(母、後見人又ハ戶主)等

保證人(又ハ代理保證人) 氏

年月日生

公立青年學校花岡高等公民學校長氏名殿

第五號書式

履 歷 書

氏

年月日生

本籍 道廳府縣郡市町村大字番地

現住所 三重縣郡市町村大字番地

戶主職業 何々業

學 業

一、年月日 何學校何科入學

一、年月日 何學校何科卒業

業 務

一、年月日 何所勤務現今勤務中

一、年月日 何業從業現今從業中

第一號書式

修了證書

校 印

族籍

氏

年月日生

名

右者本校(普通)科ノ課程ヲ修了シタルコトヲ證ス

年 月 日

第 號

公立青年學校花岡高等公民學校長氏名圖

第十八章 優良青年學校の營際

五三三

第二號書式

卒業證書

校印

族籍

氏名

年月日生

右者本校本科ノ課程ヲ卒業シタルコトヲ證ス

年月日

公立青年學校花岡高等公民學校長氏名團

第 號

第三號書式

證明證書

何 某

年月日生

右者高等小學校(簡年課程)卒業(修了)者ト同程度以上ノ教育ヲ受ケタルコトヲ證ス

年月日

公立青年學校花岡高等公民學校長氏名團

第五 青年學校經營の概要

東京府東村山青年學校

校長 小池 喜八

教諭 青木 義夫

一 東村山村の概要

東村山村は東京市を去ること六軒、北多摩郡の西北隅に位し、西武鐵道川越線及村山線武藏野鐵道及び多湖摩鐵道の沿線に當り、交通比較的便利にして、附近に村山貯水池山口貯水池及所澤飛行場等あり、又村内には久米川古戰場その他史跡に富み、四時都人士の杖を曳くもの多し。

總面積は十五、四二平方軒にして、戸數千五百九拾四戸、人口九千八百參拾五人にして土地利用狀況は、田、二千七百五十アール、畑、八萬六千四百四十一アール、山林、三萬九千九百九アール、宅地、一萬一千二百五アールなり。

産業は主として畑作農業にして産物の主なるものは大麥小麥甘藷陸稻茶等にして、甘藷の産額は年拾五萬圓に達す、尙副業養蠶も盛にして年額拾萬圓に達す。

二 沿革の概要

一、明治四十三年十月十二日設立

一、大正八年三月二十五日、青年會の修養機關として成績優れなるにより文部大臣より選奨せらる

第十八章 優良青年學校の實際

- 一、大正十一年十一月二十八日、文部大臣より選奨せらる
- 二、大正十三年一月二十六日、小池校長は補習教育功勞者として文部大臣より表彰を受く
- 三、大正十三年十一月二十日、小池校長は特別の恩召により觀菊御會に召さる
- 四、大正十四年三月二十二日、衆議院議員團の視察を受く
- 五、大正十四年八月二十七日、化成農業公民學校と改稱す
- 六、昭和三年三月十七日、東久邇宮殿下の御臨臨を忝す
- 七、昭和三年九月、文部省に於て本校の施設状況を活動寫眞に撮影せらる
- 八、昭和三年十一月十日、小池校長は社會教育功勞者として文部大臣より表彰せらる
- 九、昭和五年二月十一日、青年訓練所は文部大臣より表彰を受く
- 十、昭和五年十一月二日、東村山村青年團及東村山村女子青年團は文部大臣より選奨を受く。
- 十一、昭和六年十一月十一日、貴族院議員團の視察を受く。
- 十二、昭和九年七月二十日、本校の指導状況を米國パラマウントニス映畫會社撮影す
- 十三、昭和九年十月二十日、實業教育五十周年に當り小池校長表彰を受けたり
- 十四、昭和九年十二月二十八日、小池校長は文政審議會委員仰付
- 十五、昭和十年七月一日、青年學校認可

三 教育の方針

教育勅語の聖旨を奉戴し、青年學校令第一條の要旨 基き、青年の心身を鍛練し、剛健なる身體を養ひ性徳、を涵養すると共に、職業及實際生活に須要なる智識技能を授け、統制ある行動を順致し、立憲思想及公民的自覺の養成に努め、職業能率を高め有力なる國民優秀なる公民を養ふを以て教育の本旨とす。

四 實施上の方針

- 一、青年學校の目的趣旨を自覺せしむること
- 二、入學は義務であり、權利なることを自覺せしむること
- 三、入學甲斐あらしむること
- 四、教授訓練を通じて實行による精神陶冶を性行職業能力等日常生活行爲に表現せしむること
- 五、各教授訓練項目間の連繫を保たしむること
- 六、教材は實用的ならしめ又趣味あらしむること
- 七、自發活動の域に達せしむること
- 八、個別指導に留意すること
- 九、機會指導を怠らぬこと
- 十、教授訓練を持續せしむること
- 十一、舉村一致の學校たらしむること
- 十二、生徒の入學出席獎勵に關する施設

一、入學該當者の調査

- 1、村役場に於て調査——學齡簿戸籍簿
 - 2、青年團、軍人分會役員の分團内班内該當者の調査
 - 3、小學校兒童(少年團を含む)の調査
 - 4、學習團(生徒自治會)の調査——最も有効なり
- 以上の調査に基き適齡簿を作り入學の勧誘をなす

二、家庭訪問

職員は不就學者及缺席生徒の家庭訪問をなし、その實情を調査し、入學出席を阻害する障礙の除去に努む

三、青年學校趣旨の普及徹底に努む

- 1、講演會、活動寫眞會の開催
- 2、ポスター、パンフレット、リーフレットの配布
- 3、生徒を通じて趣旨の普及に努む
- 4、小學校在學中に十分趣旨を理解せしむ
- 5、村内各種團體及各種の會合を利用して趣旨の普及に努む
- 6、運動會品評會その他村民多數集合の機會を利用して模擬戰分列行進即賣會等を実施する
- 7、學校實習地の經營に當り努めて村民の利用に便せしむ

1、宮城遙拜

2、奉安殿の禮拜

教授訓練開始前其他 3、國旗掲揚—國旗掲揚式 4、祝祭日儀式に參列

四、教練服の給貸

教練服、帽子、靴(青年學校制服)は入學當初に與へその代金は四ヶ年間に分割納附せしむ

五、精勤賞の授與

賞狀、腕章、徽章等

六、青年團則中に該當者義務入學出席の一項を加ふ

七、各班毎に入學出席の百分比競争を行ふ

八、教授訓練の時期を特に考慮す

九、野營登山遠足等或は又軍隊宿泊野外教練試食會等生徒の好む催しを行ふ

十、生徒門札を掲げ、勧誘共勵に便せしめ、且生徒の自覺を促す手段とす

十一、日日の出席表を共參せしめ、常に出席を明にす

六 教授訓練に關する施設

(一) 公民教育方面の施設

一、敬神崇祖觀念の養成

第十八章 優良青年學校の實際

青年學校經營の基調

五四〇

- 1、神社参拜 2、神社境内墓所清掃
- 二、國家觀念の養成
- 5、戦病歿軍人墓参
- 三、禮讓訓練
- 1、敬禮の嚴守 2、途上挨拶の訓練 3、容儀の改善 4、書狀に對する禮式指導
- 四、自治觀念の涵養
- 1、生徒自治會—學習團 2、自治的行動訓練—日直制その他
- 五、奉仕的精神の涵養
- 1、郷土の美化 2、公共物愛護 3、入管有家庭の手傳 4、罹災者家庭の援助 5、各種團體の通信聯絡其他勞力奉仕
- 六、整理整頓訓練
- 1、自轉車の整頓 2、家庭諸物品の整理整頓
- 七、團體的統制訓練
- 1、不時呼集—休日早朝等利用 2、防火演習 3、自轉車遠乗等
- 八、勤儉貯蓄心の涵養—義務貯金
- 九、規律的訓練

- 1、左側通行 2、會合訓練の向上 3、時間勵行 4、動作敏活 責任感念の涵養等

(二) 農業科實習施設

一、實習の方法

- (一) 學校實習—略す
- (二) 家庭實習
- (三) 部落實習—略す
- (四) 委託實習—略す

二、家庭實習

- (一) 指導の方針
- 1、學校實習に於ける技能習熟の補足 2、家庭農事(家庭生活をも)の改良及家庭との聯絡 3、品種の統一
- 4、販賣の統制
- (二) 指導法

- 1、準備(設計)
- (1) 計畫書の配布—標準設計書—主として下學年 (2) 設計書の作製—中學年以上 (3) 種苗の配布
- 又は共同購入 (4) 肥料の共同購入又配合—産業組合利用
- 2、指導

青年學校經營の基調

五四二

- (1) 召集指導 (2) 巡廻指導 (3) 通信指導
3、結果の處理

- (1) 品評會開催 (2) 販賣指導 (3) 收支計算 (4) 結果の報告

(三) 實習課程表——略

(四) 家庭實習地實施規定——略

(三) 教授訓練日及時刻

學科指導——毎年十一月より翌年三月まで毎日、その他は毎月豫定表を作り行ふ

教練——毎年度始に於て職員協議會を開き本村の各種事情を考慮して一ヶ年分の教授日豫定表を作り生徒は勿論父兄雇傭主青年團軍人會幹部等に配布す

實習——必要に應じ召集し指導す

教授訓練の時刻は學科は概ね午後七時より三時間乃至二時間、教練は午後一時より四時間乃至三時間、實習は課目により適宜とす

尙右の外時期課目により夜間、早朝等行ふ

(四) 設 備

一、専用教室——室はコンクリート土間にして土足にて出入し得。

二、教練用具——銃器その他、三百餘點

三、圖書——教職員用・生徒用

四、實習設備

1、建物——農具倉、農場管理舍、收納舍、堆肥舍、肥料舍。 2、農具——約三百點。 3、實習地——六、アール

五、教練場——百五十アール

其の他に青年團分團所有の運動場を使用することあり。

(五) 各種團體との聯絡

一、在郷軍人分會との聯絡

兄弟關係——聯絡を超越して一體となり經營に當る、正副兩分會長は教練指導員として活動す。

二、青年團との聯絡

兄弟關係——團員中該當者は入學出席義務、部落實習地共營、團長は青年學校長、理事長は青年學校首席專任教諭、産業部、修育部、體育部、等各部事業の共同。

三、小學校との聯絡

小學校職員の兼務(學科教練) 通信その他事業の共同。

四、女子青年學校及女子青年團との聯絡

事業の共同、相互に勞力奉仕。

五、農會との聯絡

技術員は農業科指導の補助、專任教員は農會事業の補助、試作地の共營、種苗肥料の共同購入、農事相談所

の共營、その他品評會等の共同主催。

六、産業組合との聯絡

種苗肥料の共同購入配合、生産物の保管組合各種試験の共同（學校實習地に於て行ふ、例肥料配合その他）生産物の販賣藥劑の調合販賣（學校にて相談に應じたる藥品種苗の販賣）

七、其の他各種團體と最も密接なる聯絡を保ち學村一致の學校たらしむ。

六 學 習 團

生徒自治會にして入學該當者の調査、入學出席の督勵、學校と生徒との聯絡、門札の配布、通信教授用紙の配布、黎明の發行、生徒の慰問弔問、交通整理その他公共事業に従事し、頗る活潑なる活動をなすべし。

東村山青年學校學習團規約

第一條 本團は東村山青年學校學習團と稱し、事務所を東村山青年學校内に置く

第二條 本團は青年學校の目的を貫徹するを以て目的とす

第三條 本團は東村山青年學校生徒を以て團員とす

卒業者は團友とす

第四條 本團は班を以て組織し、班は大字區域に従ひ、第何班と稱す、尙ほ班は組に分つことを得

第五條 本團に左の役員を置く

一、團長 一名

二、副團長 一名

三、班長 五名

四、副班長 五名

五、幹事 若干名

第六條 役員は團員中より互選し、その任期は一ヶ年とす

第七條 東村山青年學校校長を總裁にその他の職員を顧問に推戴す

第八條 本團は毎月一回役員會を開く

第九條 本團は第二條の目的を達せんがため左の事業を行ふ

一、黎明の發行—毎月二回

二、見學

三、入學出席の督勵

四、其の他必要と認むる事項

第十條 各班長は毎年四月其の區域内に居住する團員を調査し、名簿及出席簿を作製すべし

第十一條 各班の役員は時々その班の出席を調査し、缺席者の家庭訪問をなしその缺席理由を本團に報告すべし

第十二條 本團に於て事業をなさんとする時は豫め指導主任（首席教諭）に報告し。許可を受くべし

第十三條 本團の經費は左の如し

一、團員の團費—黎明誌代として年額拾錢を四月に納附

第十八章 優良青年學校の實際

- 二、補助金
- 三、寄附金

第十四條 本團規約の變更は役員會の決議によるものとす 以上

第六 本村更生を目標とせる本校の施設

山形縣北村山郡東郷青年學校教諭 板尾庄太郎

一 更生方策

一、更生實行に對する主張

眞に農村將來の更生振興を目的内容とせる農民の利益と幸福とを増進し本村更生を目指して以て生産消費に於ける一切と産業生活、社會生活、經濟生活の改善を待望せる教育訓練たることを目標とする實行の教育體現の念願たること

二、更生實行の態度

1、日本精神の作興

國民精神の鼓吹強調により農民的態度の樹立並皇國精神の涵養につとむ

2、公民訓練の徹底

立憲自治の國民として健全なる郷土民として公民的生活の訓練につとめ公民的態度の確立を期す

3、産業更生へ邁進

本村更生實施項目の計畫的立案徹底實施及産業振興、經營改善並經濟生活の擴充を計る

三、更生實行の施設

1、皇國精神作興の施設

(イ) 日本精神涵養の施設

○教育勅語詔書の御趣旨奉體御下賜記念日(奉讀並謹話)

○皇城及皇大神宮の遙拜―毎週月木始業前

○祝祭日記念日の參列

○國旗掲揚勵行―國旗掲揚式始業前

○皇國運動日本體操の實施―毎日始業前

○建國歌の高唱附實行教育の歌

(ロ) 敬神崇祖の施設

○神社佛閣の參拜―毎月十五日祈願祭實施

○神社佛閣清掃―校外訓練美化作業の實施(月一回)

○墓地清掃―同右

○命日精進

第十八章 優良青年學校の實際

青年學校經營の基調

五四八

○神饌日の設定

(ハ) 自治共同の施設

○公共營造物の保護並事業の補助—役場集會場の大掃除の手傳(春秋二回)並屋敷の手入

○奉仕作業共同作業の實施—校外訓練(月一回實施)

○生徒役員制の實施と當番勤務

○生徒通學班の活動

(ニ) 規律節制に關する施設

○軍事訓練—體操科及校外訓練

○時間勵行

○非常召集—年二回隨時

(ホ) 質實剛健に關する施設

○朝仕事—力行念

○貯金獎勵—共同貯金

○皇室運動實施

○作業尊重と實習主義

2、智的修養の施設

(イ) 相互修養の施設

○修養會—修養日誌の記帳

○尊徳祭—記念日

(ロ) 思想文章力の練磨

○圖書館教育の實施—圖書館の文庫を教室に移動

○讀書會—隨時

○青年講座—二月

(ハ) 見學視察

○村内農事視察並研究—六月九月實施

(ニ) 發表力の養成

○研究發表會—年一回秋季

○一人一研究—必ずこれを持つこと

○座談會—月一回便所も入れて

(ホ) 特殊研究の施設

○東鄉村研究—正課毎週一時間

○特殊産業の研究—副業細工煙草

第十八章 優良青年學校の實際

五四九

青年學校經營の基調

五五〇

○農業經營研究—假設農家の設定及各自設計表作製研究班の活動（北郡南部青年學校生徒研究會加入）
3、職業的施設（計畫對案後記）

（イ）理論的施設

- 勤勞作業尊重と作業研究—實施
- 視察見學圖書研究
- 副業研究—土地利用と加工より
- 郷土農業經營法の調査

（ロ）技術の修練

- 作業訓練—作業實施上の注意
- 實習主義—實習地及現地に於ける體驗
- 各種實習の整備—耕種養畜及加工經濟
- 計畫的經營の習慣—計畫表の提出（全生徒四月）
- 品評會並審査
- 各種競技會の開催

（ハ）生産消費の施設（計畫對案後記）

- 土地利用と多收穫—土地利用試驗及多收穫試驗

- 肥料配合の合理化—肥料配合例（本村）の實驗配布
- 水稻品種の改善—採種田の經營及交換斡旋
- 蔬菜種苗の配布—苗圃採種圃の經營原種購入配布
- 農閑工藝の研究—郷土的
- 有畜農業と自給肥料の増成—牛羊家兎の獎勵
- 加工による自給生活と廢物利用—講習並實地教授
- 農業藥局の開設—病虫害對策
- 農事相談—經營經濟に關する相談並作業注意
- 豫算生活の實行—實習
- 家庭生活の組合化—實習
- 各種團體との提携援助

4、體力増進の施設

（イ）健康保全の施設

- 公衆衛生の高潮—道路愛護溝渠浚渫高潮
- 虎眼治療
- 身體検査

第十八章 優良青年學校の實際

五五一

青年學校經營の基調

- (ロ) 積極的鍛鍊
 - 體操教練—正課
 - 日本體操—始業前行事
 - その他—校外訓練(規律、節制の習慣)
- 5、社會的修養の施設
 - (イ) 公德心養成の施設
 - 道路橋梁の清掃修理—毎月一回
 - 指導標の建設
 - 除雪、道つけ
 - 公衆衛生
 - 營造物の保護—清掃日
 - (ロ) 愛郷心養成の施設
 - 郷土の基本調査
 - 神社佛閣の幫助参拜
 - 揭示教育—一週一回各部落に
 - 郷土の美化作業—奉仕日(一日十五日)

四、更生實行の方策

- 1、更生一般に関する事項
 - (イ) 振興會の設置
 - (1) 組 織
 - イ、指導對策(名簿別冊)
 - (1) 東郷村内居住、村山農學校卒業生 一九名
 - (2) 同、東郷青年學校卒業生 男 一六九名、女 七二名
 - (3) 東郷青年學校在校生徒 男 六六名、女 一一七名
 - 計 四四三名
- 6、趣味涵養の施設
 - 高尚なる趣味涵養—花栽培讀書觀書座談會
- 公共事業援助
 - (ハ) 共同相助の施設
 - 生活改善規約の實行
 - 公共事業の援助
 - 兒童愛護

青年學校經營の實際

- (4) 前三者を通じて一般農家の指導をなす
- (5) (2)は年齢二十五歳以下を本體とし其の他は希望に依る以上を振興會正員とす

ロ、指導者

- (1) 東郷青年學校専任教員 一名
- (2) 同及東郷小學校實業科擔任教員 二名
- (3) 東郷村農會技術員 一名
- (4) 農事改良實行組合農事指導員 八名
- (5) 其他

名簿及擔任別記

ハ、各部落別會員數 左側女子部

川原組	二	一六七	五	一〇	一三
上の合組	二	一五	一	〇	二
八組	一	三	一	〇	二
計		一八五	一	一	三

村山農學校卒業生 東郷青年學校卒業生

同上在校生

計

萬善寺組	一	一	一	一	一
武道組	一	一	一	一	一
野川組	八	二	一	一	二
沼學組	三	一	一	一	三
年頭澤組	一	一	一	一	一
計	一九	七	六	九	二

備考 男女青年團員、同實行會は青年學校の内に包含す

二 研究班別會員數

研究班別	入員	研究要項別
稻作研究班	二五四	品種改良16 苗代改善64 栽培研究94 病虫害對策30
畑作研究班	六六	陸稻研究16 代用食物36 園藝作物同5 工藝作物同8
蠶桑研究班	一二	桑園利用9 養蠶3
養兔研究班	四八	飼育法48 兔毛皮加工、尿利用
自給肥料研究班	二四	堆肥7 家畜尿利用6 施用法3 綠肥3

林業 研究班	男 九	食果林樹の栽植並研究 2	製炭研究 7
副業 研究班	女 一四〇	薬加工 1 天産物の利用 16	副業研究 17
代用食 研究班	女 三六	代用食の研究同調理法 36	農林加工 94
煙草 研究班	一六	栽培及跡作研究 (白菜の移植栽培) 16	農林手工 48
經營 研究班	四三	農業及農家經營 43	

備考

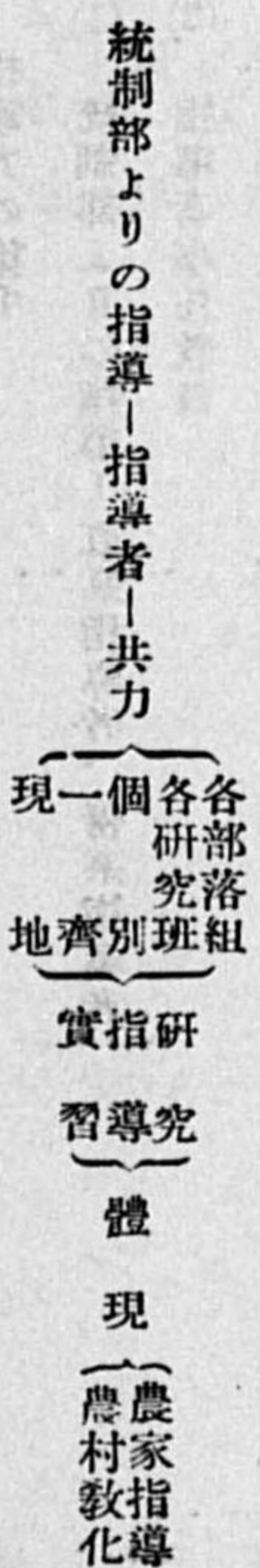
- 稻作の研究は全員これをなすこと
- 稻作以外必ず一研究を持つこと
- 經營班には右以外にも加はることを得

ホ 教化部

以上研究班の外に教化部を設け全體の教化訓練に當る施設は一〇頁指導細目にあり、詳細別記

(2) 指導編成

イ 指導體系



ロ 指導力の集中

- (1) 統制部よりの指導—直系指導者、傍系指導者
- (2) 指導者専任教員
- (3) 指導力の集中 (人の和と協力一致)
 - (イ) 實習科擔任教員、村農會技術員、農事指導員
 - (ロ) 村内各種團體長及幹部 (村教育員、村農會、産業組合、男女青年團、農事實行組合、研究團)
 - (ハ) 村内教化團體 (宗教家、方面委員、禁酒會長、警察官)
 - (ニ) 村内有識者 (舊職員、篤農家、研究家)

(ロ) 指導方法

(1) 指導の種類

イ、直接指導

- (1) 研究豫定及實施案の決定
- (2) 指導計畫設計の指導
- (3) 指導細目による指導
- (イ) 個別指導
- (ロ) 部落指導
- (ハ) 班別指導、巡回指導 (臨指導)
- (4) 現地講話

ロ、召集指導

- (1) 研究、打合、調査、整理
- (2) 講習、講演會
- (3) 座談會、研究發表

第十八章 優浪青年學校の實際

- ハ、通信指導Ⅱ印刷物に依る指導
- ニ、揭示指導
- ホ、特殊指導

- (1) 試験、實驗、調査 (2) 觀察及生育考查
- ヘ、研究參考の指導、資料の調査提供

(2) 指導の方法

- イ、研究班別指導 研究班別に細目及指導日割により集合し、又實地に於て研究並作業の指導をなす。
- ロ、部落別指導(巡回) 研究班別個人の實際指導と之を通じて家庭及一般の指導研究をなす
- ハ、指導細目の作製

ニ、指導案の作製 指導日割の決定に依り指導豫定を立て統制及直系傍系指導者との統制指導をなし研究目標及本村振興計畫に到達せんと努む。

ホ、責任の分擔及役員制 各部落組及研究班に主任及幹部を置き實施上の相談役及世話係となす。之には農學校卒業生及指導員熱心家を以て任じ連絡をなす外研究の主體となる。

(ハ) 指導研究案 指導の實行案決定

- (1) 巡回指導豫定日割 月曜日 野川組、西道組。火曜日 萬善寺組、川原組。水曜日 入組、上の臺組。木曜日 召集指導日。金曜日 沼澤組。土曜日 猪野澤組。各部落組一週一回以上巡回指導をなす。

(2) 研究会

- イ、稻作班研究会—毎月二十五日を定期研究日となす。
- ロ、各班研究会—毎月五日及十五日を定期研究日となす。研究会は現地及學校に之を開催し本會究導者及直系指導者傍系指導者の派遣申請し指導研究を受く。研究会は必要により日時を變更し又臨時に之を開き午後一時開始とす。

ハ、部落組研究会 毎月一回以上之を開き(夜間)研究及打合をなす。

ニ、その他 試験、實驗、合同研究会は其の都度之を開く。

(3) 研究及指導事項は指導要項及同細目に依る。

(4) 特殊指導

- イ、其の指導についての指導方針及注意事項、研究資料は其の都度印刷配布す。
- ロ、研究会研究事項は指導要項及指導細目、計畫に依る外五日前に提出の上研究し置くものとす。
- ハ、研究年度は毎年二月一日に始まり翌月一月三十一日に終る。
- ニ、研究は繼續完成を本體とし最高五ヶ年計畫とす。
- ホ、但し年度毎に成績の整理發表をなす。
- ヘ、研究の目標は巻頭に記したるものに歸するも木村更正計畫の完成にある。

(ニ) 指導要項

指導の種類	研究項目	指導要項
稲	品種の統一 苗代管理 本田作業促進 肥料改良 捕秧改善 病虫害対策 特殊栽培 採種田經營	獎勵品種(昭和二號、陸羽一三二號、玉の井、福坊主、龜の尾、豊國) 播種及肥料、灌溉法、風鬧、間引 整地、深耕、施肥、除草、其の他 配合、自給、施用方法 早植、直播、苗數、株數 病虫害研究、防除、種子、苗代及本田消毒 特殊栽培法 採種田の栽培及各戸經營
畑作	陸稻増植 代用食作物栽培普及 園藝作物 工業作物 〇煙草栽培 病虫害対策	品種の選擇(近畿二號、最上梗一號)耕種改良(整地、肥料播種栽培) 大小麥、太小豆、蕎麥、粟、蜀黍、馬鈴薯、甘藷増植 蔬菜栽培改良、果樹栽培改良 栽培(胡麻、白油、茶種)普及 栽培改善(指示、指導要項準據)乾燥調理、病虫害防除、同改善、 研究、附(白菜跡作付及裏作の研究) 各作物病虫害対策、凝瓢虫一齊驅除

蠶	桑養蠶	飼育改善、稚蠶共同飼育
養畜	養蚕園 牛馬 猪羊豚	仕立法及肥培管理改良、開作前の研究(普及、獎勵) 倍加増殖、品種改良、普及、兔毛皮加工、尿尿利用 牛の飼養普及、並管理改善 普及飼養
肥料	自給肥料対策 堆肥対策 金肥対策	自給肥料の増産改良、家畜尿尿の利用 増産、改良、速成堆肥の普及及附縁肥の栽培 購買改善、施肥改善、配合
林産	製炭改良 食果林樹の研究 天産物利用	栗、胡桃の栽培増植 増植、利用、山百合の保護、わらび、ぜんまい、筍加工 草履表の改良統一、製繩普及改善
副業	農林加工 副業研究	木竹細工、屑繭整理加工、苧麻増植、柿自家用醬油、味噌の製造 干葉干果及各種漬物、罐詰罐詰の製造 特殊産業、家庭工業、農業手工
代用食調理	代用食の研究	大小麥、蕎麥、瓜哇薯等代用食及混合食の研究

- 同 調 理 法 調理研究、大豆粕、なら、とちの果、其の他
 - 經 營 農家經營研究 内容研究、更生計畫、研究實施
 - 經 營 改 善 農家經營改善、土地利用、勞力分配、生産費改善
 - 經營生活の擴充 自給改善、生活改善
 - 豫 算 生 活 計畫、豫算、記帳、利用
- 備考 以上の研究及指導を細目によりて指導す

北村山郡東郷村大字沼澤七森農事振興會狀況

一、設 立 昭和十年一月一日

二、目 的

- 1、農事に關する一切の研究をなす
- 2、指導者の指示を嚴守し是が實行を期す
- 3、農家の副業を極力獎勵す
- 4、農家自給經濟の合理化を圖る
- 5、共同心の養成、相互扶助の實行を期す
- 6、勤儉力行、貯蓄の實行をなす。

三、振興 規約

第一條 本會は七森農事振興會と稱し、事務所を會長宅に置く

第二條 本會には左の役員を置く

會長一名、會計一名、幹事四名

第三條 會長は本會を代表し事務を掌理し、役員を督勵し目的貫徹に力む

第四條 會計は會計事務を擔任す

第五條 幹事は會長を補佐し事務を分掌し會員と圖り會の向上を期す

第六條 會長並會計は幹事の互選とし幹事は會員の選舉とす

第七條 役員の任期は二ヶ年とす、但再選を妨げず

第八條 會の發展を期するため左の四部二分かつ

第一部 稻 作

第二部 副食作物

第三部 園 藝

第四部 養 畜

第九條 各部に主任を置き幹事を以て之に任じ全體的指導に當る

第十條 毎月初日定例として集合し、實行方法を協議し研究上の打合をなす

第十一條 年度末決算をなし、實施事項の整理と次年度計畫案作成のため總會を行ふ

第十二條 事業年度を毎年二月一日に始め翌年一月三十一日に終る

第十八章 優良青年學校の實際

四、申合事項

- イ、我等は忠孝兩全の國民たらんことを誓ひ、恒に報恩感謝の念を厚くし善良なる農民たる可き事。
- ロ、相互智識の交換を行ひ向上進歩を忘れぬこと。
- ハ、集合、解散時の絶対厳守。

ニ、必ず記帳し研究を忘れず生産技術の進歩向上を圖ること。

五、分 擔

- 第一部 稻 作 主任 東海林稔、奥山五郎、東海林茂外十一名。
- 第二部 副食作物 主任 奥山吉哉、奥山吉四郎、森谷恒雄同 右。
- 第三部 園 藝 主任 奥山健藏、東海林秀雄、森谷由藏同 右。
- 第四部 養 畜 主任 森谷權作、奥山勝、奥山秀吉 同 右。

主任者は實行方法の範を垂れ全會員を教導す。

2、精神作興及教育振興に關する事項

(イ) 自費自勵勤勉力行の美風を涵養すること (ロ) 教育の徹底

3、産業振興に關する事項

(イ) 倉糧食物の研究並に増殖 (ロ) 特殊産業の振興 (ハ) 農業の工業化 (ニ) 家庭加工業の振興と勞力利

用 (ホ) 土地開墾地並に土地利用 (ヘ) 農具利用率の向上 (ト) 産業指導の徹底 (チ) 各種試験研究並に
幹旋 (リ) 經營經濟の重視

4、保健衛生に關する事項

(イ) 營養食の研究指導附代用食 (ロ) 住宅改善利用 (ハ) 體育衛生

5、各種團體の聯絡提携

(イ) 打合及實行(共同) (ロ) 相助

二 更生實施施設

一、精神作興及教育振興に關する施設前記

二、産業振興に關する施設

1、恒久的施設

(イ) 食糧作物の増殖並に研究 (ロ) 水稻増殖計畫並改良目標

本村水田面積 一九九〇〇アール

同玄米收穫高(平年作) 七八一七〇疋(約四〇〇〇石)

改良項目 改良増殖反別 同上改良増收高 備 考

良種適種普及 九〇〇〇疋 一三五〇〇疋 良種適種の栽培五割之を九割まで。普及する一〇
當一五疋の増收

第十八章 優良青年學校の實際

採種田各戸經營	一五〇〇〇	三七五〇〇	採種田經營一割之を七割まで。實施する一〇a當一五町増収の見込
選種改良	一〇〇〇〇	三〇〇〇	鹽水澆施行による現在三割を八割まで勵行一〇a當三町
苗代改良	一二〇〇〇	九〇〇〇	現二在割を八割まで、實行一〇對七五町の増収
本田肥料改良	一二〇〇〇	一二〇〇〇	現在三割を八割まで實行一〇a對一〇町の増収
本田管理改良	八〇〇〇	一二〇〇〇	現在四割を八割まで勵行一〇a對一五町の増収
計	平均 一二〇〇〇	八七〇〇〇	稻作改良餘地概計六割としての増収高

以上よりの増収高計 八七〇〇〇町(五八〇石)

其の他改良よりの増収を加算して最大限度六三〇〇〇町と見之昭和十三年度まで(五ヶ年計畫)に實施し其の後に於ける本村の米收穫高を九三萬町(五〇〇〇石)まで引上げんとす。

其の他の稻作改良事項としては、耕地の整理、土地改良、灌排水溝の浚渫、苗代跡作、栽培改良二毛作等にして之等より四割の増収を見込みたり。

田此の結果初めて本村は米の自給村としてなり得。

以下代用食糧作物の増殖と産米改良より初めて本村は稻作經營の米移出を實現し得。

産米改良計畫

第一次計畫……昭和九、十年

(イ)水稻品種の改良、適種の採擇 (ロ)採種田の經營 (ハ)除害

第二次計畫……昭和十一、十二、十三年度

(イ)第一次の完成 (ロ)栽培改良、施肥の改良作業速進 (ハ)乾燥調製の徹底 (ニ)種米調査

〇畑作物食糧品の増殖計畫

大麥

農家戸數 栽培可能面積 増殖目標反別 同上見込収量 備 考

六〇〇 一〇〇〇〇a 六〇〇〇a 一三〇〇〇町 農家一戸當二〇町(一石五斗)〇a反當二〇町見當

現在の面積に於て三倍強の増反及収量に於て四倍

小麥の増殖

農家戸數 栽培可能面積 増殖目標反別 同上見込収量 備 考

六〇〇 一〇〇〇〇 六〇〇〇a 一三〇〇〇町 農家一戸當二〇町(一石五斗)〇a當二〇町見當

現在の二倍の増殖を計畫す。

陸稻の増殖

作付反別(本村) 四五〇a(四町五反)

同右収量 九〇〇〇町(六〇石)

農家戸數 栽培可能面積 増殖目標反別 同上見込収量 備 考

第十八章 優良青年學校の實際

200 1200 a 1200 a 2000 0 厩 栽培反別現在の四倍半栽培改良增收六割以上の見込み

將來の收穫高六〇〇〇〇〇厩(四〇〇〇石)

白菜の栽培増殖

本村は烟草耕作地として耕作戸數五七六戸栽培面積年々一五〇〇〇a(一五〇町)餘に達し年收十七萬圓あり。然し從來之か跡作利用としての途全く考へられざりしを遺憾とし本年度より五ヶ年計畫を以つて全面積の五割を限度として白菜の移植跡作付を實施しつゝあり。

計畫年度 實施豫定反別 收量見込額 同上價格 備考

昭和九年度 1500 a 30000 厩 300圓 烟草耕作の二割一〇a對二〇〇〇厩四值段五錢とし一〇a(二八八〇本)七割收

昭和十年度 3000 60000 厩 750圓 二割植付

同 十一年度 4500 90000 厩 1125 三割

同 十二年度 6000 120000 厩 1000 四割

同 十三年度 7500 150000 厩 1875 五割

完了計 7500 150000 厩 1875 全面積の五割に栽培一戸當一〇a強の植付三二圓強の收支

實施餘裕年度二ヶ年を見ても昭和十五年度に完成の見込み。

菜種の増殖

農家戸數	栽培可能面積	増殖目標	同上收量	備考
水田二毛作 200	1000 a	1000 a	1500 a	戸數の半數實施可能面積の二分の一作付見當
畑作 200	1000 a	1000 a	1500 a	
計 400	2000 a	2000 a	3000 a	

其他の食糧作物の増殖(蔬菜も含む)其他に就いては二割増殖を目標とす。

(ロ) 果實の増殖計畫

柿

一戸當一本以上一〇〇〇本の種類改良

(ハ) 副業加工方面の増殖

一戸當一〇圓見當七三〇〇圓の收入増

副業……工藝作物の栽培家内工業等

加工……澤庵大根及干大根 林産及農産加工

林産……茸青物及栗

○養畜の普及増殖

種類	現存頭數	普及目標頭數	備考
牛	5	10	飼育戸數農家戸數六割一戸一頭平均

青年學校經營の基調

五七〇

鶏	一四〇	六七	三五〇	一七五〇	戸数の五割一戸平均五羽
豚	八	三三	二〇〇	二〇〇	戸数の三割一戸一頭平均
綿羊及山羊	△×	二〇	七〇	七〇	戸数の一割一戸一頭平均
兎	二〇	三九	五〇〇	二五〇〇	戸数の七割一戸五頭平均

本年度に於て特に養兎の倍加獎勵及牛の飼養を獎勵せり

○製炭増殖

生産量	一二七三二七五疋	同上價格	四九二二三圓	
増殖率	生炭増殖目標	同上價格	備考	
製炭量増加	二割	全計一五七七〇	五七〇〇圓	量の増加に依る本村合計生産額
製炭法改良	三割	一九六三〇	七六〇〇	量と方法との改善將來の生産額
販賣統制	一割	八四六〇	同	右
完成計		一九三三〇	八四六〇圓の目標	

二、生産費節約方面の増殖

○堆肥の増殖改良

現在

増製目標

總製造高	一〇〇a當	總製造高	一〇〇a當
田	一〇〇a當	田	一〇〇a當
畑	一〇〇a當	畑	一〇〇a當
二〇〇〇〇〇疋	三〇〇疋	五〇〇〇〇〇疋	三〇〇疋
一〇〇a對	田 一二〇〇疋	畑 八〇〇疋	

總製造高 五六〇〇〇〇〇〇疋 (一五萬〇貫)

○綠肥増殖

栽培反別	栽培可能反別	増殖目標反別
水田	青刈大豆 トウイリニケ ハアリベツヂ	水田
畑地		畑地
三三〇a	三三〇a	三三〇a
三三〇a	三三〇a	三三〇a

○茶種粕の自給

木村消費高	一五二〇〇〇疋	一五二〇〇圓	昭和八年度
自給目標	二二〇〇〇疋	二五〇〇圓	
購入差額	一二七〇〇〇疋	一二七〇〇圓	

三、經營改善に關する施設

1 土地に關する改善

第十八章 優良青年學校の實際

五七一

青年學校經營の基調

(イ) 耕地の擴張 (開墾及地目變遷)

現耕地	現耕地面積	擴張後總面積	備考
水田	11000 a	55000 a	沼澤向(亂川沿岸)上の臺下等擴張見込10000 a(全面積の五分)
畑地	45000 a	55000 a	野川兩向及野川上高岩續方面林地擴張見込10000 a(全面積の二割五分)

(ロ) 灌溉排水の改善

- 水源の涵養と池沼造築
- 暗渠明渠の排水溝完成

場所	面積	備考
泉郷土傳の低地	1000 a	暗渠
同川原南方土手際	1000 a	暗渠兩渠
萬善寺東北山下の低地	1000 a	暗渠
同向南方畑際深い腐植質地	2000 a	同
大森山北下低地青粘土青砂礫層	500 a	同
野川馬道上方南ドテ際	500 a	同
沼澤元屋敷南及向田水子澤の土手下	2000 a	同及明渠

沼澤中の川低地

2000 a

同

猪ノ澤(行澤下越倉下岩崎下)等

5000 a

同

計

15000 a

第一期々成

(ハ) 土地利用増殖

○ 水田 二毛作

現在一毛作地

19800 a

同 二毛作地

10000 a

之を將來(二割五分實施)50000 aまで進める。

○ 畑及宅地利用

○ 煙草畑の裏作利用 (前記)

○ 老衰桑園の整理改良利用 50000 A

宅地利用と速成利用抑制栽培 温床利用 花卉の栽培 特殊作物の栽培

○ 雑地の利用更生 自給自足の對策

2、勞力に関する改善利用

○ 勞力量の測定

第十八章 優良青年學校の實際

青年學校經營の基調

五七四

農家戸數 男 人 女 口 計 一ヶ年労働日數 一〇A労働量 一人當耕地面積
 六〇〇 二二六六 二二六九 四五三五 平均二八九 一八、八九 三〇A

〇可能労働者 二二〇〇名

雇傭關係

雇傭労働の種 労働日數及給料

年	傭		日	傭	年内労働日數	給料(食外)	
	男	女				男	女
三五	三六	三〇	一〇	三二〇	三二〇	一〇〇—五〇	六〇—二〇

〇一日一人農業労働時間表(標準)

壯者	正味一日に於ける労働時間	季節的労働時間				繁閑別労働		労働時間				
		春	夏	秋	冬	田植	繁閑	夏	冬			
		時	時	時	時	期	期	期	期			
男	八時	一〇	七	九	六	一	一	一五	一〇	七	七	五
女	八時	一〇	七	九	六	一	一	一五	一〇	七	七	五

〇労働分配

能率増進、労働分配、動力機械力の利用。作業速進、作業順序等を充分に考慮

四、經濟生活の擴充策

自給自足の生活の擴充を期すると共に經濟生活の向上を圖る

1、收入の増加

2、消費節約

3、自給

(イ) 生活改善案

〇冠婚葬祭の改善徹底

〇女子教養の機会を多くして生活改善の實績をあげること

〇麥飯及代用食に依る食糧の調節と保健衛生に留意

〇被服の單純化實際化作業化

〇臺所改善と家庭經濟の革新

〇愛田貯金の實行と經濟充實

〇隣保相助の情誼を厚くし神徳の顯彰に努む

〇豫算生活の習慣を養ひ經濟の合理化に努むること

第十八章 優良青年學校の實際

五七五

(ロ) 衣食住の改善

○衣服に對する改善意見

被服費の節約より枚數種類を減ずる。地質は實質的堅實なるものをえらぶ。婦人服の缺點改善に努む。婦人は必ず上服を用ひ作業に便ならしむ。児童生徒は洋服にするを可。清潔薄着主義をとること

○食物に對する改善意見

營養價値に留意

1 新鮮なるもの、2 營養價の大なるもの、3 廉價なるもの

調理法は營養第一とすること

1 季節の食品を用ひること、2 營養價の配合に注意、3 衛生に注意、4 無駄を出さぬ様、5 嗜好的及能率的

保健食を平均にとること

半搗米七分搗米の奨励、小兒營養に考慮、脂肪分を多くとること、自給食とすること

○住宅改善意見

臺所

1 採光通風能率的に改善、2 穴倉の利用、3 竈の改善 清潔的、4 諸器具の配置と能率増進、5 下水湯殿の完備及清潔衛生的に(暗渠)

便所

1 入口は臺所に近からざること、2 臭氣抜をすること、3 衛生清潔に注意

浴室

1 圍を設け風紀衛生に注意

五、農家經濟更生案次の如し

(昭和八年度現在)

1、耕地面積(一戸當)

水田	三三	a
畑地	八八	
煙草	二七	
普通作物	三五	
其他	二六	
合計(一戸當)	一二一	

同上増殖後

昭和十三年更生案

水田	三五	a
畑地	一一	
煙草	三〇	
普通作物	五〇	
其他	三〇	
合計	一四五	

○土地利用率

水田 裏作 七、〇〇%

畑跡作利用 三〇、〇〇%

二五、〇〇%

八〇、〇〇%

第十八章 優良青年學校の實際

青年學校經營の基調

五七八

2、農家一戸當收入

同上改善後

耕種總收入 四二八、〇〇圓

七三〇、〇〇圓

林産收入 一五二、〇〇

一八〇、〇〇

養蠶其他 一八四、〇〇

三九〇、〇〇

計 七六四、〇〇

一三〇〇、〇〇

3、農家一戸當支出

同上完成後

經常費 五三四、八〇

五二〇、〇〇

公費 五七、五八

六〇、〇〇

生活費一切 三四九、〇九

三五〇、〇〇

肥料代 六三、六三

五〇、〇〇

農業經營費 六〇、五〇

六〇、〇〇

副時費 九九、三二

一〇〇、〇〇

其他一切 一二九、八八

六三〇、〇〇

自讓 六三〇、〇〇
他讓 五〇、〇〇

一二九圓で器具費保健衛生費、教育費、交際費修養
樂費一切をなさざるべからず。

以上を考察するに之は村一般の平均なれば村内農家
の中流に位する可く之以上のもの半數ありて容易な
らざるを示す。

六、施設の實施方法

以上の各方面の更生計畫目標に向つて邁進するには村内各種團體即ち役場當局村農會を先頭として産業組合實
行組合との聯絡提携を堅くして實施成績の向上と村更生に活つて盡力しなければならぬ。

然して自給生活の擴充と産業振興とにより農村の更生と農村社會の完全なる發達を期せざるべからず。

實施方策

計畫書の作成 年度初(本年度より實施)

増殖案實施の勵行

記帳の勵行

作業訓練の含味

青年學校生徒の活動

各種々苗の配布、各種幹旋實施

第十八章 優良青年學校の實際

五七九

自讓(即ち上欄其他一切)の増に依りて初めて完全
な一家經營の安全を得るなり。
完全なる生活は収入内の支出にして初めて安全なる
ものなり。

青年學校經營の基調

青年學校卒業生活動

必ず研究課題を持ち之を實施研究をなす。

村内有識者熱心家の帶同

更生計畫の指導彼授と協力一致

2、應急對策

一、皇國精神作興の教育徹底を期す。

二、自奮自勵勤勉力行の美風を涵養す。

三、作業訓練の徹底を期す。

四、凶作對策の實施獎勵並現地指導

(イ) 食糧品の増殖

○十年度夏收穫の増作付

大 麥

三割増 播種済み

小 麥

二割増 播種済み

馬鈴薯

五割増 増播計畫

以上桑樹伐採及間作二毛作重作利用として必ず栽培すること。

○十年度秋作の増殖

陸稻の栽培

五割増作付計畫

大 小 豆

○十年度春蒔蔬菜の増殖

五割増計畫

○九年度實施のもの

煙草跡作白菜栽培

本年度一割 二〇〇〇A

來年度同

二割

陸稻の栽培

(ロ) 養兔及養畜の獎勵、倍加督勵、販賣統計

(ハ) 白菜出荷

(ニ) 堆肥の増製造

本年度の三割増見當

(ホ) 自給肥料の蓄積

三割割増以上實施

(ヘ) 製炭の増量(村有地伐採による救済施設)

五、各種對策の議務實施

六、各團體對策との聯絡提携援助

1、信用組合の飯米の廉價購買配給

2、事業資金の便宜